

平成29年度（第2回）
サステナブル建築物等先導事業
（省CO₂先導型）

募集要領

平成29年9月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しを行う場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料（提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類）等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目次

1	事業の概要	1
1.1	事業の趣旨	1
1.2	公募する事業の種類	1
2	事業の内容	4
2.1	事業の要件	4
2.2	対象事業者	9
2.3	建築物（非住宅・一般部門）の事業内容	9
2.3.1	対象事業	9
2.3.2	補助額	9
2.3.3	審査に必要な書類	12
2.4	建築物（非住宅・中小規模建築物部門）の事業内容	13
2.4.1	対象事業	13
2.4.2	補助額	14
2.4.3	審査に必要な書類	16
2.5	住宅（共同住宅及び戸建住宅）の事業内容	17
2.5.1	対象事業	17
2.5.2	補助額	18
2.5.3	審査に必要な書類	19
2.6	留意事項	21
2.7	複数年度にまたがる事業に対する補助	21
3	事業の実施方法	22
3.1	手続き	22
3.2	審査	22
3.2.1	審査手順	22
3.2.2	審査結果	23
3.3	補助金交付	23
3.3.1	交付申請	23
3.3.2	申請の制限	24
3.3.3	交付決定	24
3.3.4	補助事業の計画変更について	24
3.3.5	実績報告及び額の確定について	25
3.3.6	複数年度にまたがる事業の場合	25
3.4	事業中及び事業完了後の留意点	25
3.4.1	取得財産の管理等について	25
3.4.2	建築物の解体撤去または建て替えについて	26
3.4.3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	26
3.4.4	実績の報告	26
3.4.5	普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	26

3. 4. 6	情報提供	26
3. 4. 7	その他	27
4	情報の取り扱い等について	27
4. 1	情報の公開・活用について	27
4. 2	個人情報の利用目的	28
5	応募方法	28
5. 1	公募期間	28
5. 2	提出先、問い合わせ先、資料の配布	28
5. 3	提出方法	29
6	提出書類	29
6. 1	建築物（非住宅・一般部門）	30
6. 2	建築物（非住宅・中小規模建築物部門）	33
6. 3	住宅（共同住宅）	36
6. 4	住宅（戸建住宅）	39

別 添 様 式

<非住宅用－A（一般部門）>	45
<非住宅用－B（中小規模建築物部門）>	66
<住宅用－A（共同住宅）>	79
<住宅用－B（戸建住宅）>	99

参 考 資 料

提案募集に関するQ & A	120
---------------	-----

募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を順次5. 2のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

家庭部門・業務部門のCO₂排出量が増加傾向にある中、住宅・建築物において、より効果の高い省エネ・省CO₂技術の採用、複数技術の最適効率化による組み合わせ、複数建物によるエネルギー融通、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策などに係る先導性の高い省エネ・省CO₂対策を強力に推進することが期待されています。

また、再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する木造建築物は低炭素社会の実現に貢献することから、先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備を強力に推進することも期待されます。

「サステナブル建築物等先導事業」では、サステナブル性という共通価値観を有する省エネ・省CO₂や木造・木質化による低炭素化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して、国が予算の範囲内で支援します。これにより、関係主体が事業の成果等を広く公表し、取り組みの広がりや意識啓発に寄与することを目的とします。また、併せて住宅・建築物の市場価値を高めるとともに、居住・生産環境の向上を図ります。

「サステナブル建築物等先導事業の省CO₂先導型（以下、「本事業」という）」では、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築プロジェクトを公募し、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助し支援します。

特に、東日本大震災後の我が国の厳しいエネルギー供給の状況下において、地球温暖化対策を後退することなく進めていくためには、住宅・建築物における省CO₂対策をさらに徹底して追求することが必要不可欠です。このため、こうした問題意識にたった実効性の高い提案の応募を期待します。

※平成29年度（第2回）募集では、全国各地の省CO₂への取り組みを加速するため、地方都市などへの波及性の高いプロジェクト、普及途上にある省CO₂技術を活用して省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト、中小規模建築物（非住宅）における省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト等についても積極的に支援します。

※また、省CO₂の実現とともに、建物用途等に応じた良質な居住・生産環境の提供を目指すもの、健康性や知的生産性の向上と省CO₂の両立、子育て支援や介護の取り組みと省CO₂の両立、平常時の省CO₂と災害時の機能維持の両立などの取り組みも積極的に評価します。

1. 2 公募する事業の種類

住宅及び住宅以外のオフィスビル等の建築物（以下「住宅・建築物」という）に関する次の①～④のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトであって、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性が高いものとして選定されたものを補助の対象とします。

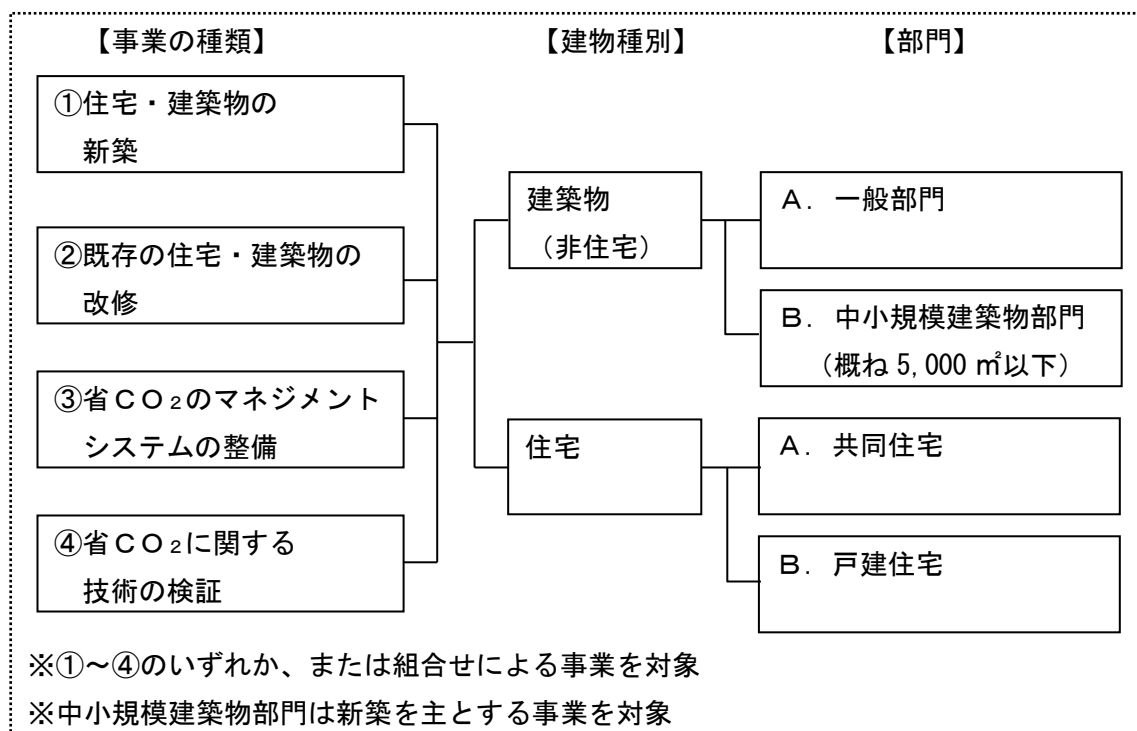
- ①住宅・建築物の新築
- ②既存の住宅・建築物の改修
- ③省CO₂のマネジメントシステムの整備
- ④省CO₂に関する技術の検証（社会実験・展示等）

また、今後の省CO₂対策の波及・普及が期待され、地方都市でも多く建築される中小規模建築物の取り組みを支援するため、住宅以外の用途の建築物（以下、非住宅という）について、延べ面積が概ね5,000 m²以下（最大で10,000 m²未満）の建築物を対象とした「中小規模建築物部門」を設け、大規模プロジェクトや複数棟のプロジェクト等とは区分して評価します。

なお、平成29年度（第2回）の募集では、非住宅の新築プロジェクトにおいて、延べ面積が2,000 m²未満の小規模建築物に限り、建築物の省エネルギー性能に応じて設定した標準単価によって簡易に補助金の額を算定する方法（以下、標準単価方式という）での応募も可とします。

- ※ 単体の住宅・建築物だけではなく、複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等を含む）によるプロジェクトも対象とします。
- ※ 原則として実用化段階の技術を住宅・建築物に組み入れているプロジェクトを対象としており、この本事業により基礎的な技術開発を行うことを目的とするものではありません。
- ※ 本事業は、地域型住宅グリーン化事業、既存建築物省エネ化推進事業の対象となる事業と比べ、より総合性が高く、先導性に優れた提案を評価し、採択します。
- ※ 採択プロジェクトには、早期の実効性が求められる観点から、平成29年度に工事が多く実施される等、より早く省CO₂効果の発現が見込まれる提案を優先的に採択し、採択の額についても考慮します。また、平成30年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

<事業の種類>



※ 「一般部門」

下記の「中小規模建築物部門」以外の建築物（非住宅）を対象とします。

※ 「中小規模建築物部門（非住宅）」

新築・既存建物において相当程度の割合を占め、今後の省エネ・省CO₂対策の波及・普及が期待されている中小規模の建築物における省エネ・省CO₂対策の促進を支援するものです。「延べ面積が概ね 5,000 m²以下（最大で 10,000 m²未満）」の建築物（非住宅）の「新築プロジェクト」を対象に、後述する一定の環境性能、省エネルギー性能等を満足するものを先導性のあるプロジェクトとして評価し、積極的に支援します。

※ 複数の建物をまとめて省CO₂対策を実施するプロジェクト、改修及びマネジメント、技術の検証を主とする提案、「中小規模建築物部門」にて規定する一定の性能等を満足しない提案は、「一般部門」として応募ください。

※ 標準単価方式での応募は、非住宅の新築プロジェクトのうち、延べ面積が 2,000 m²未満の建築物に限り可能です。また、一般部門、中小規模建築物部門のいずれに応募する場合でも標準単価方式を適用することが可能です。

※ 応募にあたって、事業の種類、部門を選択していただきますが、提案内容により、他の事業の種類、部門で採択することがあります。

2. 事業の内容

2. 1 事業の要件

提案する内容に応じて、次の①～③の全ての要件に該当するものであることが必要です。

①新築、既存改修に関するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること。

- ・新築される住宅・建築物については、建築物省エネ法^{※1}に基づく「建築物のエネルギー消費性能確保のために定める基準（以下「平成 28 年省エネ基準」という。）^{※2}を満たしているものであること
- ・既存改修される住宅・建築物については、改修後に平成 28 年省エネ基準に適合するものであること^{※3}
- ・住宅・建築物の省エネルギー性能の表示を行うものであること^{※4}

※1 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」

※2 建築物省エネ法第 2 条第 3 号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第 1 号、平成 28 年 1 月 29 日）」において、一次エネルギー消費量基準及び外皮基準を満たすことをいいます。

※3 建築物省エネ法第 2 条第 3 号の規定に基づく「建築物エネルギー性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第 1 号、平成 28 年 1 月 29 日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準（基準エネルギー消費量の 1.1 倍）を満たすことをいいます。

※4 「BELS^{※5}」「CASBEE^{※6}」「住宅性能表示」などの第三者認証、「省エネ基準適合認定表示（e マーク）」などの認定・表示と同等以上の性能表示を行うもの（自己評価は除く）をいいます。

※5 「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が公表した住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針、平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づくもので、住宅版「BELS」の運用も開始しています。

※6 「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能を評価し、格付けする手法で、省エネや省資源・リサイクル性能といった側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮など環境品質の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を評価・表示するシステムです。CASBEE の評価結果の一部に省エネルギー性能のスコアが表示されます。

※7 建築物省エネ法及び建築物の省エネルギー性能表示等に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)

「一般社団法人 住宅性能・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」

(<https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/bels.html>)

「一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構 CASBEE のページ」

(<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/>)

②住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること。

応募のあった提案について、後述の「評価にあたっての考え方」に基づいて先導性を評価します。非住宅（一般部門）及び住宅（共同住宅、戸建住宅）では、全国各地への先導的な省CO₂技術の普及を支援する観点から、これまでに採択事例が少ない地域におけるリーディングプロジェクトとなる提案、普及途上にある省CO₂技術を活用することで波及・普及に資するリーディングプロジェクトも積極的に評価します。なお、これまでの採択事例で提案された各種の省CO₂技術や類似の省CO₂技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から積極的に評価します。

また、平成29年度は、優先課題として設定する課題1～4に対応する取り組みを提案するものについては積極的に評価します（※1）。

非住宅（中小規模建築物部門）では、普及途上にある省CO₂技術等を広く普及するため、総合的な建築物の環境性能及び省エネルギー性能について、一定の性能を有するものを波及、普及に資するリーディングプロジェクトとして評価します（※2）。

※1 優先課題について特段の取り組みがない提案であっても応募は可能です。また、中小規模建築物部門では、優先課題への取り組みは求めません。

※2 中小規模建築物部門の「評価にあたっての考え方」（後述）に記載する性能を満足しない場合は、一般部門として応募してください。なお、一般部門においても、大規模建築物と区分し、当該プロジェクトの規模に応じた取り組みの先導性を評価します。

a. 建築物（非住宅・一般部門）及び住宅（共同住宅、戸建住宅）

[評価にあたっての考え方]

○省CO₂を実現する住宅・建築物のプロジェクトとして、先導性があるリーディングプロジェクトを評価する。

- ・ 先端性・先進性のある技術の導入や既往技術の新たな組合せによって省CO₂効果を生み出すなど、省CO₂技術の住宅・建築物への適用、応用に工夫が認められ、他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるものを評価する。

○住宅・建築物プロジェクト総体としての省CO₂実現に向けた取り組みを評価する。

- ・ 個別技術だけではなく、住宅・建築物のプロジェクトとして総合化されたものとして評価する。（このため、新築・改修については、原則として建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出を求める。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE*評価結果又はこれと同等以上のものの提出を求めることとする。CASBEEの場合には、新築については、評価結果がB⁻、Cのものは対象としない。既築の住宅・建築物の改修については、このような評価結果の制限は設けず、改修による改善効果を評価する。）

※ 「CASBEE」（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。このシステムには、その評価結果を示す指標の一つとして環境効率（BEE）があり、S、A、B⁺、B⁻、Cの評価がなされます。（詳細は、2.3.3の③、2.4.3の③、2.5.3の③を参照ください。）

- ・ 既に普及段階にある個別技術の単なる羅列にとどまることなく、個別技術の複合化、

建築デザインと設備の組み合わせ、地域の気候・風土等の特性の活用など、住宅・建築物プロジェクト全体としての省CO₂実現の取り組みを評価する。

- ・ 設備だけでなく、パッシブなど建築設計による取り組みも評価する。

○省CO₂にかかる多様な分野、段階、規模、地域等の取り組みを対象とする。

- ・ 新築だけでなく、省エネルギー改修など既存対策も積極的に評価する。
- ・ 業務用建築物等住宅以外の建築物、戸建て・共同住宅等用途・建て方別、木造、S造、RC造等の構造別等幅広い分野でのプロジェクトを対象とするとともに、幅広い分野のバランスに配慮して評価する。
- ・ 単体の住宅・建築物だけでなく、複数の住宅・建築物（複数敷地、街区単位のもの等を含む）を対象とした総合的・一体的技術（地域の省エネルギー、面的エネルギー対策、複合用途の組み合わせ等）も対象とし、規模や用途の特性に応じた取り組みを評価する。
- ・ 省CO₂の評価は、運用時の省エネルギー性だけでなく、建設時（製造・施工時）、修繕・更新・解体時も視野に入れて評価する。
- ・ 学校などの建築物や街区・地域における運用段階のゼロ・エネルギー化につながる取り組みを評価する。住宅については、運用段階のゼロ・エネルギー化に加え、資源循環や地産地消を含む、生涯にわたりCO₂をゼロないしマイナスにするLCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）の観点からバランスのよい取り組み、住宅とEV（電気自動車）等の自動車との連携による省CO₂対策など他分野との連携による取り組みを評価する。
- ・ 非住宅についてはプロジェクトの規模、共同住宅についてはプロジェクトや供給事業者の規模、戸建住宅については供給事業者の規模に応じた取り組みを評価する。
- ・ 地域特性に応じた多様な地域での取り組みを評価する。被災地における省CO₂の推進と震災復興につながる取り組み、地方都市等での先導的省CO₂技術の波及・普及につながる取り組みなど、全国各地の特徴ある取り組みを評価する。
- ・ 新たなマネジメントシステム・ビジネスモデルの構築や啓発・教育効果など、省CO₂効果の波及性を評価する。
- ・ 「見える化」などの建物ユーザーの省CO₂意識や取り組みを誘引するものを評価する。
- ・ 電力需要の安定・平準化など、喫緊の課題に対応しつつ、省CO₂実現に貢献する取り組みも評価する。
- ・ 健康性や知的生産性の向上と省CO₂の両立、子育て支援や介護の取り組みと省CO₂の両立、平常時の省CO₂と災害時の機能維持の両立などの取り組みも評価する。

○省CO₂技術については、先端性・先進性の観点、当該技術の今後の波及性・普及性など省CO₂実現性の観点から評価する。

（例）・先進的でCO₂削減効果が高い技術

・複合化による革新的技術

・波及・普及効果が期待できる技術（住宅やオフィスなど重点的な取り組みが求められる分野で、省CO₂について費用対効果が高いもの）等

[優先課題]

平成29年度（第2回）の募集では、住宅・建築物のプロジェクトにおいて、省CO₂の推進に向けたモデル性、先導性を有するほか、下記の課題1～4の優先課題に対応する取り組みを提案するものについては積極的に評価します。

課題1．街区や複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりとしての取り組み

○複数の住宅・建築物を対象とし、単体建物の取り組みを超えて、複数敷地、街区、まちづくり等への面的な広がりを期待できる取り組みの先導性を重点的に評価する。

- ・ 複数の住宅・建築物、街区等において、複数の主体が連携して省CO₂を実現する総合的な取り組み
- ・ 供給側、需要側の両面を考慮したエネルギー供給及びマネジメント、需要制御、分散型エネルギーの導入など、新たなエネルギーシステムの構築につながる取り組み
- ・ 街区や複数建築物等において、電力需要の安定・平準化等、喫緊の課題に対応しつつ、省CO₂実現に貢献する取り組み
- ・ 複合用途の組み合わせ、まちづくりにつながる取り組み など

課題2．非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み

○平常時のエネルギー利用の効率化や平準化に資するとともに、非常時においても自立的に業務・生活・避難受入等を継続する機能を有し、人的被害や経済的損失等の軽減などに資する取り組みの先導性を重点的に評価する。

- ・ 当該プロジェクトで、非常時の業務を継続するために必要な設備等を追加的に設け、経済的損失の軽減を図る取り組み
- ・ 当該プロジェクトで、一定期間の生活を継続できるよう必要な設備等を追加的に設け、地域として人的被害や避難所の負担等を軽減する取り組み
- ・ 当該プロジェクトで帰宅困難者や避難者等を一定期間受け入れる必要な設備等を追加的に設け、地域の災害対応に貢献する取り組み など

課題3．被災地において省CO₂の推進と震災復興に資する取り組み

○東日本大震災および平成28年熊本地震の被災地におけるプロジェクトで、震災復興にあたり、当該地域を始めとする他のプロジェクトへの省CO₂の波及・普及効果につながる取り組みを重点的に評価する。

課題4．地方都市等での先導的省CO₂技術の波及・普及につながる取り組み

○全国各地での多様な省エネ・省CO₂プロジェクトの普及に向けて、地方都市等において、当該地域の地域特性を踏まえ、他のプロジェクトにも波及、普及が期待される先導的な取り組みを重点的に評価する。

※ 過年度までの採択事例について、5. 2に示すホームページに、シンポジウム等における発表資料を掲載しておりますので、参考として、応募ください。

※ 住宅のLCCMの観点からの取り組みは、太陽光発電等の創エネ効果のみに頼ることなく、

設備を含むハードとしての住宅の省エネ性能の向上に加え、建設段階での省CO₂への取り組み、竣工後の居住者による省CO₂への取り組みなど、居住段階のエネルギー使用量をゼロとするだけでなく、資源循環・地産地消を含めライフサイクル全般について先導性を有するものを評価します。また、評価にあたっては、CASBEE等におけるLCCO₂（ライフサイクルCO₂）の計算結果も参考としますが、必ずしもライフサイクルでのCO₂排出量がゼロないしマイナスとなることを求めるものではありません。

※ 本事業による採択は、LCCM住宅として認定するものではありませんので、留意してください。

※ 今年度の優先課題として設定する課題1～4に対応する提案については、それぞれの課題に対する取り組みの先導性を有する資料の提出を求めます。

b. 建築物（非住宅・中小規模建築物部門）

〔評価にあたっての考え方〕

○総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、下記の全てを満足するものを、省CO₂の波及、普及に資するリーディングプロジェクトとして評価し、採択する。

- ・ 総合的な建築物の環境効率について、CASBEEのSランク又は同等以上の性能を有するもの
- ・ 省エネルギー性能について、BELS 5つ星の性能を有するもの
- ・ 総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能については、第三者評価を取得するものであること
- ・ 先導的な省CO₂技術（普及途上の技術、これまでの採択事例で活用している技術及び類似技術でも可）をバランス良く導入するもの

※ 総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能は第三者評価の取得に要する費用も補助対象とします（採択後に着手するものに限る）。

※ 平成29年度（第2回）募集においては、新築プロジェクトを主とする提案が対象です。ただし、マネジメント及び技術の検証を付随して提案することは可とします。

③平成29年度に事業着手するもの。

平成29年度中に実施設計又は建築工事に着手し、原則として平成29年度に補助対象の出来高が発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するものを対象とします（参考資料 提案募集に関するQ&Aをあわせてご覧ください）。事業の採択時点で、すでに着手している住宅・建築物は公募の対象になりません。

* 環境未来都市に立地するプロジェクトについては、評価において考慮しますので、当該都市の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書において説明してください。

「環境未来都市計画」：

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/plan.html>)

2. 2 対象事業者

(1) 提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省CO₂技術を住宅・建築物に導入する建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体・連携して省CO₂技術を導入する者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

なお、補助の交付ではなく、評価のみを目的とする応募は認めておりません。

(2) 補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者とします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、請負などで現時点では敷地が特定されていない場合などは、補助を受ける者でない者が応募することも可能です。

戸建住宅の新築プロジェクト等について、建売戸建住宅の場合は、提案者と補助を受ける者は建売戸建住宅の建築主である住宅事業建築主、請負戸建住宅の場合及び建売戸建住宅と請負戸建住宅を合わせて行う場合は、建築主と提案し、採択を受けた建設事業者がグループとして補助を受けることとなります。

2. 3 建築物（非住宅・一般部門）の事業内容

2. 3. 1 対象事業

住宅以外の用途の建築物（中小規模建築物部門を除く。）において、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる事業を対象とします。

なお、改修プロジェクトについては、既存建築物省エネ化推進事業に比べて、総合性が高い取り組みや波及・普及につながる取り組みなど、より先導性に優れた提案を対象とします。

- (例)
- ・躯体及び設備の省エネ改修とマネジメントシステムの整備を行うなど、より総合的な省エネ改修
 - ・省エネ改修やユーザーの省エネ・省CO₂活動を普及・波及する仕組みやビジネスモデル
 - ・複数建物を対象にした面的プロジェクト
 - ・学校などの建築物のゼロ・エネルギー化に挑戦する多様な取り組み
 - ・地域のゼロ・エネルギー化に挑戦する多様な取り組み
 - ・地方都市等において他のプロジェクトへの波及、普及が期待される先導的な取り組み
 - ・複数建築物を対象とした総合的・一体的な省CO₂対策（複数敷地、街区、まちづくりの取り組み等）等

2. 3. 2 補助額

補助額は、次の（1）に掲げる建設工事等に係る補助額と（2）に掲げる附帯事務費の合計です。また、非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り、（3）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

なお、新築の事業については、採択プロジェクトの総事業費の5%又は10億円のいずれか少ない金額（標準単価方式による場合は総事業費の3.5%）を本事業の補助限度額とします。

(1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の2分の1以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（3.2参照）の評価に基づき予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証や基準適合認定を取得するための費用、環境効率や省エネルギー性能を表示するための費用として、下記を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用
- 2) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- 3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

1)～2)の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

1) 新築の場合

建築物の整備費（建設工事費）のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を助成の対象とします。

2) 改修の場合

建築物（建築設備を含む。）の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂技術に係る費用を助成の対象とします。

③マネジメントシステムの整備の場合

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表1-(1)に掲げる費用を助成の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証（展示を行うものを含む。）のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数／7の費用を補助対象とします。また、実験・検証に要する費用は、別表1－(1)に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、3.4.3の実績報告として求める全体のエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）

※ 太陽光発電システムについては、原則として補助対象となりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合もあります。

(2) 附帯事務費

別表2－(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

(3) 標準単価方式による補助額

（非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り適用可能）

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表3に掲げる当該建築物の省エネルギー性能（BELS）に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の2分の1の額とします。

標準単価方式による場合、採択後の交付申請において補助対象工事を特定していただきます。補助対象工事を特定する場合、上記(1)に掲げる費用のうち、②建設工事費のみを対象とし、①設計費、③マネジメントシステムの整備費、④技術の検証費及び上記(2)に掲げる附帯事務費は対象外とします。また、上記(1)の※に掲げる建設工事等も対象外とします。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果（もしくは目標値）に応じて別表3に掲げる標準単価を選択することで応募できますが、採択後、実績報告時まで第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満たしていることを証明していただきます。第三者評価によって、省エネルギー性能（BELS）のランクが変更になった場合は、最終的に確定する補助金の額も変更になりますので、留意してください。なお、提案応募時に標準単価方式を選択して応募し

た場合、採択後に（１）及び（２）に掲げる方式で補助額を算定する方式に変更することはありません。

2. 3. 3 審査に必要な書類

①事業の概要

プロジェクトの全体概要、提案する先導的な省CO₂技術、対応する優先課題との関係を示し、省CO₂の実現性に優れた建築物プロジェクトとしてのアピール点などを簡潔に記載してください。

②導入されている省CO₂技術の特徴

先導性に優れたプロジェクトとして提案する内容について、審査の中心となる「先端性・先進性の観点」、「波及性・普及性」の観点を簡潔に記載してください。

また、当該プロジェクトの実施により期待する成果を記載することとします。

③建築物の環境効率の評価の内容

新築、既存建築物の改修に関する応募には、建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE 評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

CASBEE で評価を行う場合は次のとおりとします。

1) CASBEEでの評価については、下記のCASBEE評価ツールの使用を基本とします。

新築	非住宅建築物	CASBEE-建築(新築) (2016年版)
既存改修	非住宅建築物	CASBEE-建築(改修) (2014年版)

* “CASBEE-改修” は、改修前と改修後をそれぞれ評価し、これらの環境効率を比較する仕組みのもので、原則として、改修部分以外も含めて、当該住宅・建築物の環境性能を判断する必要があります。ただし、本事業においては、次のように取扱っても構いません。

- ・改修部分に関係しないため性能が変化しない評価項目については、改修前、改修後ともに「レベル3」であるとみなして評価を行うこと。
- ・改修部分について、改修前の性能のデータ等が把握・捕捉できない場合は、前提条件を記載しつつ性能を推定して評価を行うこと。

2) 複数棟からなるプロジェクトについては、各々の建築物についてのCASBEE評価を提出することとします。また、CASBEE-街区(2014年版)での評価結果を提出した場合は、審査にあたって積極的な取り組みとして評価します。

3) CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

4) CASBEEの概要は下記ホームページで案内しています（各評価ツールを無料でダウンロードできます）。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 CASBEEホームページ
「建築（新築）」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_nc.htm
「建築（改修）」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/ebrn_brief.htm
「街区」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_ud.htm

④省CO₂効果

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、建築物全体と先導的な技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 建築物全体についての省CO₂効果（新築の場合のみ）

新築提案の場合には、建築物全体の LCCO₂ についての計算結果を提出してください。CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂ の計算に当たっては、この CASBEE の評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらず LCCO₂ の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂ の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 先導的な技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。（新築、改修、マネジメントシステムの整備、技術の検証（実験、展示など）各々について必要です。）

また、先導的な取り組み全体として、提案事業による省CO₂効果の合計値を記載してください。

⑤優先課題に対応する事業の特徴、効果（課題1～4に対応する場合のみ提出）

2. 1に掲げる優先課題の1～4に対応するものとして提案する場合、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果を示してください。

⑥事業計画

プロジェクト全体と先導的な省CO₂技術の提案部分を区分し、年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

標準単価方式による場合は、当該建築物の省エネルギー性能（BELS）、使用する標準単価、補助申請額等を示してください。

⑦省エネルギー計画の概要（新築、既存改修の場合のみ）

新築、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。

また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1の①にあるように、新築、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

2. 4 建築物（非住宅・中小規模建築物部門）の事業内容

2. 4. 1 対象事業

住宅以外の用途の建築物において、延べ面積が概ね5,000 m²以下（最大10,000 m²未満）の中小規模建築物における新築プロジェクトとしてリーディングプロジェクトとなる事業を対象とします。

2. 4. 2 補助額

補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計です。また、非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り、（３）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。

なお、新築の事業については、採択プロジェクトの総事業費の5%又は10億円のいずれか少ない金額（標準単価方式による場合は総事業費の3.5%）を本事業の補助限度額とします。

（１）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の2分の1以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（3.2参照）の評価に基づき予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証や基準適合認定を取得するための費用、環境効率や省エネルギー性能を表示するための費用として、下記を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用
- 2) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- 3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

建築物の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

＜補助対象費用について＞

建築物（建築設備を含む。）の整備費（建設工事費）のうち、提案された省エネ基準を超える省エネ性能を実現するための取り組み、その他の先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を助成の対象とします。

③マネジメントシステムの整備の場合

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表1－（1）に掲げる費用を助成の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための

費用は対象となりません。なお、マネジメントシステムの整備を主とする提案は、中小規模建築物部門の対象外となりますので、一般部門として応募してください。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証（展示を行うものを含む。）のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数／7の費用を補助対象とします。また、実験・検証に要する費用は、別表1－(1)に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、3.4.3の実績報告として求める全体のエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。なお、技術の検証を主とする提案は、中小規模建築物部門の対象外となりますので、一般部門として応募してください。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）

※ 太陽光発電システムについては、原則として補助対象となりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合もあります。

(2) 附帯事務費

別表2－(1)に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

(3) 標準単価方式による補助額

（非住宅の新築プロジェクトで、延べ面積が2,000㎡未満の建築物に限り適用可能）

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表3に掲げる当該建築物の省エネルギー性能（BELS）に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の2分の1の額とします。

標準単価方式による場合、採択後の交付申請において補助対象工事を特定していただきます。補助対象工事を特定する場合、上記(1)に掲げる費用のうち、②建設工事費のみを対象とし、①設計費、③マネジメントシステムの整備費、④技術の検証費及び上記(2)に掲げる附帯事

務費は対象外とします。また、上記（１）の※に掲げる建設工事等も対象外とします。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果（もしくは目標値）に応じて別表３に掲げる標準単価を選択することで応募できますが、採択後、実績報告時までには第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満たしていることを証明していただきます。第三者評価によって、省エネルギー性能（BELS）のランクが変更になった場合は、最終的に確定する補助金の額も変更になりますので、留意してください。なお、提案応募時に標準単価方式を選択して応募した場合、採択後に（１）及び（２）に掲げる方式で補助額を算定する方式に変更することはできません。

2. 4. 3 審査に必要な書類

①事業の概要

プロジェクトの全体概要と提案する省エネ・省CO₂技術など、取り組み内容の概要を簡潔に記載してください。

②省エネルギー性能及び導入する省CO₂技術

当該建築物の省エネルギー性能として、外皮性能及び一次エネルギー消費性能の評価結果を記載してください。また、建築外皮及び建築設備等について、導入する省CO₂技術を明記し、補助対象として提案するものを特定してください。

なお、提案応募時は、自己評価による評価結果（もしくは目標値）を記載することで応募できますが、採択後、実績報告時までには第三者評価を取得し、一定の省エネルギー性能を満足していることを証明していただきます。

③建築物の環境効率の評価の内容

建築物の環境効率の評価結果に関する図書の提出が必要です。具体的には、総合的な建築物の環境効率について、CASBEE評価結果又はこれと同等以上のものを提出することとします。なお、基本設計段階などのため、条件が確定していない項目がある場合、前提条件を明記した上で環境効率の評価結果を提出することができます。

なお、提案応募時は自己評価による評価結果を添付することで応募できますが、採択後、実績報告時までには第三者評価を取得し、一定の環境効率を満足していることを証明していただきます。

CASBEE で評価を行う場合は次のとおりとします。

- 1) CASBEE での評価については、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします

新築	非住宅建築物	CASBEE-建築(新築) (2016年版)
----	--------	------------------------

- 2) CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

- 3) CASBEEの概要は下記ホームページで案内しています（各評価ツールを無料でダウンロードできます）。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 CASBEEホームページ 「建築(新築)」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_nc.htm

④省CO₂効果

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、建築物全体と補助対象とする省CO₂技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

1) 建築物全体についての省CO₂効果

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、この CASBEE の評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらず LCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

2) 補助対象として提案する技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの補助対象とする省CO₂技術等について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用対効果を記載してください。

⑤事業計画

プロジェクト全体と先導的な省CO₂技術の提案部分を区分し、年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

標準単価方式による場合は、当該建築物の省エネルギー性能（BELS）、使用する標準単価、補助申請額等を示してください。

⑥省エネルギー計画の概要

省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1の①にあるように、省エネ基準を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

2. 5 住宅（共同住宅及び戸建住宅）の事業内容

2. 5. 1 対象事業

住宅（共同住宅及び戸建住宅）において、省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる事業を対象とします。

住宅の提案については、地域型住宅グリーン化事業（高度省エネ型など）における省エネ対策を超えて、より先導性の高い多様な省エネ・省CO₂への取り組みを実施するプロジェクトを対象とします。

- (例)
- ・生涯にわたりCO₂をゼロないしマイナスにする LCCM の観点からのバランスよい取り組み
 - ・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計
 - ・省資源対策や再生可能エネルギー利用
 - ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取り組みや仕組み
 - ・共同住宅の共用設備における先導的な省エネ対策
 - ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み
 - ・他分野との連携によって省CO₂の取り組みを進める仕組み
 - ・省CO₂型の賃貸住宅づくりの取り組み
 - ・地方都市等での他の住宅プロジェクトへの波及、普及が期待される先導的な取り組み
 - ・複数の住棟（住宅）を対象とした総合的・一体的な省CO₂対策（複数敷地、街区、まちづくりの取り組み等） 等

2. 5. 2 補助額

補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計です。なお、共同住宅の新築の事業については、**採択プロジェクトの総事業費の５％又は１０億円のいずれか少ない金額を本事業の補助限度額とします。**また、戸建住宅（新築、改修、メンテナンス、技術の検証）については、（１）に掲げる建設工事等に係る補助額の上限を、１戸あたり 300 万円以内とします。ただし、特別な場合はこれを超えることができることとします。

（１）建設工事等に係る補助額

建設工事等に係る補助金の額は、①～④の費用の合計の２分の１以内の額とします。

補助金の額については、提案された内容について評価委員会（3. 2 参照）の評価に基づき予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。また、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

①設計費

a. 省CO₂設計に関する設計費

省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

なお、設計のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。

b. 環境効率及び省エネルギー性能の第三者評価、表示に関する費用

総合的な建築物の環境効率及び省エネルギー性能について、第三者認証や基準適合認定を取得するための費用、環境効率や省エネルギー性能を表示するための費用として、下記を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。

- 1) 設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用
- 2) 第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- 3) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用は対象外です。

②建設工事費

1)～2)の整備に要する費用（直接建設工事に要する費用を対象とし、設計費、用地費を除く。）のうち国土交通省が認める費用を対象とします。

1) 新築の場合

建築物（建築設備を含む。）の整備費（建設工事費）のうち、提案された先導的な取り組みを実現するために必要となる部分を特定していただき、当該部分の整備費を助成の対象とします。

2) 改修の場合

建築物（建築設備を含む。）の改修費のうち、提案を採択された先導的な省CO₂技術に係る費用を助成の対象とします。

③マネジメントシステムの整備の場合

マネジメントシステムを整備する費用のうち、先導的なシステム整備に要する費用及びその運用に要する別表1- (1) に掲げる費用を助成の対象とします。

当該事業者がシステムを作成する部分を対象とし、単に既存のデータ等を購入するための費用は対象となりません。

④技術の検証費

提案を採択された省CO₂技術効果の検証に要する費用で、実験・検証（展示を行うものを含む。）のために一時的に設ける施設の整備費及び実験・検証に要する費用とします。

この場合、施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/7の費用を補助対象とします。また、実験・検証に要する費用は、別表1- (1) に掲げる経費を補助対象とします。

先導的提案の検証のために必要なエネルギー使用量の把握等に要する費用についてはこの技術の検証費として計上することが可能ですが、3.4.3の実績報告として求める全体のエネルギー使用量を計測するための費用は補助対象外とします。

※ 次の建設工事等は、補助対象となりません。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、評価委員会での評価を参考に、先導性の高い取組みに優先的に補助するものとし、補助額を調整することがあります。

- ・ 冷暖房器具（壁掛け式ルームエアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等）
- ・ 浴室・衛生関連設備（ユニットバス、断熱浴槽、節湯器具、温水暖房便座等）
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち電球の交換など工事の伴わない器具の交換
- ・ 上記に類する建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの
- ・ 高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く）

※ 太陽光発電システムについては、原則として補助対象となりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合もあります。

(2) 附帯事務費

別表2- (1) に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記(1)の建設工事等に係る補助額（国費）の2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

2. 5. 3 審査に必要な書類

①事業の概要

プロジェクトの全体概要、提案する省エネ・省CO₂技術、優先課題との関係など、取り組み内容の概要を簡潔に記載してください。また、省エネ性能の高い住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取組み（供給体制など）などのアピール点を記入してください。

②導入する省エネ・省CO₂対策の内容

本事業へ提案する住宅の省エネ性能について、これまでの取り組みと比べて今回行う新しい取り組みについて記載してください。また、当該住宅での実効性ある省エネ・省CO₂対策を促進する取り組みや、他の住宅への波及・普及につながる取り組み・体制など、プロジェクトのアピール点を記載してください。

③住宅の環境効率の評価の内容

新築提案については、総合的な住宅の環境効率について、CASBEE 評価結果又はこれと同等以上の図書を求めることとします。

CASBEE で評価を行う場合は、次のとおりとします。

- 1) CASBEE での評価については、下記の CASBEE 評価ツールの使用を基本とします。

新築	共同住宅	CASBEE-建築(新築) (2016 年版)
	戸建住宅	CASBEE-戸建(新築) (2016 年版)
既存改修	共同住宅、戸建住宅	※提出の必要はありません

- 2) 前述のように、LCCMの観点からの提案について、CASBEE等におけるLCCO₂計算が必ずしもライフサイクルでのCO₂排出量がゼロないしマイナスとなることを求めるものではありません。
- 3) 異なる地域、異なる仕様をまとめて提案するプロジェクトについては、代表的な仕様の住宅1つについてCASBEE評価を提出することとし、全ての仕様の住宅についてのCASBEE評価結果の提出は必要としません。
- 4) 複数の戸建住宅あるいは共同住宅からなる一団の住宅地のプロジェクトにおいて、CASBEE-街区(2014年版)での評価結果を提出した場合は、審査にあたって積極的な取り組みとして評価します。
- 5) CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。
- 6) CASBEEの概要は下記ホームページで案内しています(各評価ツールを無料でダウンロードできます)。

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 CASBEEホームページ
「建築(新築)」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_nc.htm
「戸建(新築)」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_home/cas_home.htm
「街区」 http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_ud.htm

④省CO₂効果

「〇%以上の省CO₂効果」などの一律の要件は設けませんが、住宅全体と先導的な技術の提案について、下記により省CO₂効果を記載してください。

- 1) 住宅全体についての省CO₂効果(新築の場合のみ)

CASBEE 評価ツールを使用する場合、それによって算出される値とします。なお、LCCO₂の計算に当たっては、このCASBEEの評価ツールで自動算出される標準計算を基本とします。また、CASBEE 評価ツールの標準計算によらずLCCO₂の計算を行う場合には、原単位など、LCCO₂の計算の根拠を示して計算を行い、その結果を提出してください。

- 2) 先導的な技術に関する省CO₂効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省エネルギー効果又は省CO₂効果と費用

対効果を記載してください。

また、先導的な取り組み全体として、提案事業による省CO₂効果の合計値を記載してください。

⑤優先課題に対応する事業の特徴、効果（課題1～4に対応する場合のみ提出）

2. 1に掲げる優先課題の1～4に対応するものとして提案する場合、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果を示してください。

⑥事業計画

補助対象となる費用の算出にあたっての計算書と年度別の建設工事費等の事業計画を示してください。

⑦省エネルギー計画の概要

新築、既存改修に関するプロジェクトでは、住宅の省エネ基準への適合状況が確認できる資料を提出してください。

また、基本設計段階などのため、提案の募集時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、その旨を記した資料を提出し、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。

なお、2. 1の①にあるように、新築、既存改修に関するプロジェクトでは、省エネ基準を満たしていることが必要ですので、これに違反している場合には、採択の取消しとなることがあります。

2. 6 留意事項

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

2. 7 複数年度にまたがる事業に対する補助

複数年度にわたる事業については、予め各年度の計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。平成29年度は、平成29年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、平成30年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

3. 事業の実施方法

本先導事業は、提案公募と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

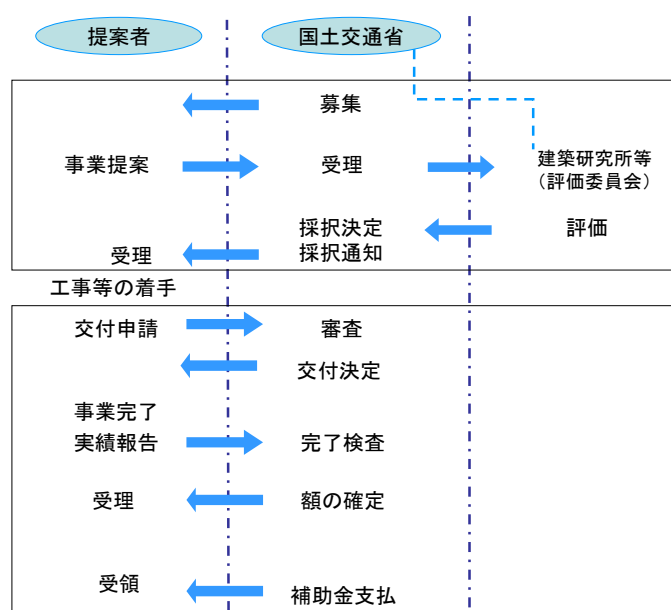
3. 1 手続き

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募のあった提案について、3. 2 のとおり、評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受けて、国土交通省が採択プロジェクトを決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。



※交付申請の審査～補助金支払いの手続きについては、国土交通省、又は公募により採択された事務事業者が行います。

3. 2 審査

3. 2. 1 審査手順

応募課題の評価は、国立研究開発法人建築研究所に設置する学識経験者等からなるサステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価委員会において行われます。また、専門的検討を行うため、専門委員を設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサ

ルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

委員の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査、必要に応じてヒアリング審査*を行い、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われない場合には審査の対象外となる場合があります。

また、ヒアリング審査は、書面審査により選定されたプロジェクトについて、必要に応じて行います。このヒアリング審査に応じられない場合においても審査の対象外となる場合があります。

※ ヒアリング審査を行う提案について、平成29年度第2回募集では、11月中旬～下旬にヒアリング審査を行う予定です。

※ 中小規模建築物部門の提案については、原則としてヒアリング審査は実施せず、書面審査によって評価します。

3. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価をもとにした国立研究開発法人建築研究所の報告を受け、国土交通省が、採択プロジェクトを決定し、応募者に通知します。

評価委員会での評価に基づいて、応募した事業の種類、部門とは異なるものとして採択することがあります。

3. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3. 3. 1 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請マニュアルにより定められた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、申請者が以下の(1)～(3)のいずれかに該当する法人等(以下、「関係会社等」という。)からの調達を行う場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、交付申請において、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

(1) 100%同一の資本に属するグループ企業

(2) 申請者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。)

(3) 申請者の役員である者またはこれらの者が役員に就任している法人

※交付申請において、補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等にあたっては、建築物の整備を伴わない事業を除き、建築士により提案の内容と整備される建築物の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者または審査協力機関の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。（詳細は採択後にお知らせします。）

3. 3. 2 申請の制限

過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：丹羽

電話：03-5253-8111

内線：39-464

3. 3. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付要綱（3. 4. 7に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 3. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり採択されたプロジェクトと異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3. 3. 5 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省、又は公募により採択された事務事業者は、「補助事業実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。また、「補助事業実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書等）等の提出を求めます。

支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うこととなります。

3. 3. 6 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、次のとおりとなります。

- (1) 採択後に承認を受けた年度計画に従い、初年度の交付申請を3. 3. 1～3. 3. 4に準じて実施します。初年度の工事費用等が提案時と異なる場合にあっては、速やかに交付申請を行い、調整を行ったうえで、年度計画を再度調整する必要があります。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。また、工事等を継続することが可能ですが、初年度の交付決定時に通知するスケジュールに沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 年度計画を途中で変更する場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。
- (4) 設計及びシステム開発等の業務が完了しなければその効果が発現しないものを複数年度にまたがって実施する場合、当該業務が完了する年度に交付申請及び補助金の支払いを行うこととなります。

3. 4 事業中及び事業完了後の留意点

3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

※補助事業者である住宅事業者、買取再販業者及び住宅所有者等が、本事業によって整備を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは補助金の目的の範囲内であ

るため、承認の手続きは不要です。

3. 4. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成25年11月25日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

- ①本補助を受け改修を行なった建築物（既存建築物においてマネジメントシステムの整備や技術の検証を行う場合を含む）を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となることに留意し、補助の申請時においては、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

3. 4. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 4. 4 実績の報告

補助を受けた者は、プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、全体及び補助を受けた技術提案部分（評価委員会の指定するもの）についてのエネルギー使用量と省CO₂技術導入の成果についての報告を求めます。なお、必要に応じデータ提供の協力について相談させていただくことがあります。

既存改修の場合は、原則として改修前のエネルギー使用量などその効果がわかるものも提出してください。

3. 4. 5 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、シンポジウムの参画等普及啓発に協力していただくことがあります。また、補助期間終了後、住宅・建築物における省CO₂技術に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

3. 4. 6 情報提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供につとめることとします。具体的には「2. 1 事業の要件」で規定する建築物の省エネルギー性能の表示のほか、環境効率の評価結果^注、先導的な省CO₂技術の普及に関する情報の提供をしていただきます。また、この情報については、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所等に適宜提供をいただきます。同研究所等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

注) 環境効率の評価結果については「CASBEE」の評価・表示項目と同等以上のものを提示してください。

3. 4. 7 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け国住生第 9 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 情報の取り扱い等について

4. 1 情報の公開・活用について

(1) プレス発表等について

採択されたプロジェクトについてはプロジェクト名、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

(2) 事業成果等の公表

普及促進を目的に省CO₂の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

5. 応募方法

5. 1 公募期間

平成29年9月1日（金）～平成29年10月19日（木） 消印有効

5. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配布

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

なお、提案する事業の種類・事業区分によって、事業の要件や補助内容が異なりますので、質問・相談の際は、応募予定の事業の種類・事業区分を明記してください。

応募様式は、本資料からコピーするか、別途作成してください。

募集要領は、下記の箇所でも配布します（郵送依頼は不可）。またホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館1F

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）評価事務局

FAX : 03-3222-7722

メールアドレス : shoco2@hyoka-jimu.jp

ホームページ : <http://www.kenken.go.jp/shouco2/index.html>

(募集要領・応募様式のダウンロード可能)

(電話番号 : 03-3222-7721)

5. 3 提出方法

郵送(※)とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で受け取りを確認できる方法で申し込みしてください。

郵送時は、必ず宛先に「応募書類在中」と記入してください。

(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日(配送事業者の受付日等)が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

6. 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に提案する事業の種類及び事業区分に応じ、提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。なお、「建築物(非住宅・一般部門)」、「建築物(非住宅・中小規模建築物部門)」、「住宅(共同住宅)」、「住宅(戸建住宅)」のそれぞれに、様式が異なりますので、該当する様式等をご確認ください。

※ 注意事項

- 1) 各応募書類はA4サイズにまとめて、1部ずつ左上角をホッチキス留めしてください。
- 2) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。なお、電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。
- 3) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

6. 1 建築物（非住宅・一般部門）

提出事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じた様式にて、提出書類一覧表に掲げる1）～4）の必要部数を揃えて、提出してください。なお、複数種類の事業の組み合わせの場合、提案する事業に応じた様式をそれぞれ作成して、添付してください。

提出書類一覧表【建築物（非住宅・一般部門）】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、 正のコピー 4部)	様式1・非住宅A
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・非住宅A
	③フェイスシート その2		様式2-2・非住宅A ※該当するものを提出のこと
	④プロジェクトの全体概要		様式3・非住宅A
	⑤審査基準に関する事項-1 導入されている省CO ₂ 技術の特徴		様式4-1・非住宅A
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価 結果等		様式4-2・非住宅A ※新築、改修時に提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説 明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロ ジェクトの特徴（課題1 ～4）		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨事業計画		様式5・共通 ※標準単価方式による場合は 「様式7・非住宅A」を提出
	⑩補助対象となる部分の経 費の内訳		様式6-1～6-3・共通 ※該当するものを使用のこと ※標準単価方式による場合は 提出不要
3) 添付図書	⑪省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の 書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電 子ファイルを格納したもの	2枚	

〈記入にあたっての留意点〉

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。なお、一つのプロジェクトで複数の事業を提案する場合、主たる事業が分かるように明記してください。
- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要、提案する先導的省CO₂技術の特徴などは、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・また、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制図を別紙として添付してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、提案する各々の事業について1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体と提案する先導的省CO₂技術の関係、各々の事業スケジュール等が分かるように工夫して記載してください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入されている省CO₂技術の特徴

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・先導的なモデルプロジェクト総体としての先端性・先進性、波及性・普及性は、箇条書きで簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等（新築・改修のみ）

- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください。
- ・複数の建築物に関する提案では各々の建築物における評価結果が必要です。なお、提案時に建設場所を特定できない場合などは、建設予定となる地域ごとの評価結果を提出してください。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効

果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－４ 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題１～４）

- ・応募書類は最大１枚を限度とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨事業計画

＜補助対象費用の積み上げによる場合：様式５＞

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を１枚にまとめてください。

＜標準単価方式による場合：様式７＞

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・当該建築物の省エネルギー性能（BELS評価）を記載し、省エネルギー性能に応じた記入欄に必要事項を記載してください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

※標準単価方式による場合は提出不要です。

⑪省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 2 建築物（非住宅・中小規模建築物部門）

提出事業の種類（住宅・建築物の新築、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じた様式にて、提出書類一覧表に掲げる1）～4）の必要部数を揃えて、提出してください。なお、複数種類の事業の組み合わせの場合、提案する事業に応じた様式をそれぞれ作成して、添付してください。

提出書類一覧表【建築物（非住宅・中小規模建築物部門）】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、 正のコピー 4部)	様式1・非住宅B
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・非住宅B
	③フェイスシート その2		様式2-2・非住宅B
	④プロジェクトの全体概要		様式3・非住宅B
	⑤審査基準に関する事項-1 省エネ性能・導入する省 CO ₂ 技術等の内容		様式4-1・非住宅B
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価 結果等		様式4-2・非住宅B
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説 明		様式4-3・非住宅B
	⑧事業計画		様式5・共通 ※標準単価方式による場合は 「様式7・非住宅B」を提出
	⑨補助対象となる部分の経 費の内訳		様式6-1・共通～様式6- 3・共通 ※該当するものを使用のこと ※標準単価方式による場合は 提出不要
3) 添付図書	⑩省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の 書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電 子ファイルを格納したもの	2枚	

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。なお、一つのプロジェクトで複数の事業を提案

- する場合、主たる事業が分かるように明記してください。
- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要は、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・また、提案者と補助を受ける者が異なる場合、提案者以外の作業協力者がいる場合などは、関係者の関係を示した実施体制を記載してください。

③フェイスシート その2

- ・応募する建築物の概要を記載してください。
- ・新築を主とし、マネジメント及び技術の検証を提案する場合は実施者等も記載してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は原則として1枚にまとめてください。
- ・プロジェクト全体の概要（建築概要及び事業スケジュール）、と提案する省エネ・省CO₂対策の概要をわかりやすく記載してください。

⑤審査基準に関する事項－1 省エネ性能・導入する省CO₂技術等の内容

- ・応募書類は原則として1枚にまとめてください。
- ・外皮及び一次エネルギー消費性能の評価結果（目標値でも可）を記載してください。
- ・導入する省CO₂技術について、箇条書きで簡潔に記載し、先導的な省CO₂技術として補助対象に申請するものを特定してください。

⑥審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等（新築、改修のみ）

- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・補助対象として提案する先導的な省CO₂技術について、それぞれの技術の特徴及び省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧事業計画

<補助対象費用の積み上げによる場合：様式5>

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的な省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。

- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を1枚にまとめてください。

<標準単価方式による場合：様式7>

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・当該建築物の省エネルギー性能（BELS評価）を記載し、省エネルギー性能に応じた記入欄に必要事項を記載してください。
- ・なお、省エネルギー性能について、BELS評価が★★★★（四つ星）の場合は、「一般部門」で応募してください。

⑨補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
 - ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
 - ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。
- ※標準単価方式による場合は提出不要です。

⑩省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 3 住宅（共同住宅）

提出事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じた様式にて、提出書類一覧表に掲げる1）～4）の必要部数を揃えて、提出してください。なお、複数種類の事業の組み合わせの場合、提案する事業に応じた様式をそれぞれ作成して、添付してください。

提出書類一覧表【住宅（共同住宅）】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、 正のコピー 4部)	様式1・住宅A
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・住宅
	③フェイスシート その2		様式2-2・住宅 ※該当するものを提出のこと
	④プロジェクトの全体概要		様式3・住宅
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の 内容		様式4-1・住宅A
	⑥審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価 結果等		様式4-2・住宅A ※新築のみ提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説 明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロ ジェクトの特徴（課題1 ～4）		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨事業計画		様式5・共通
	⑩補助対象となる部分の経 費の内訳		様式6-1～6-3・共通
3) 添付図書	⑪省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の 書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電 子ファイルを格納したもの	2枚	

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。なお、一つのプロジェクトで複数の事業を提案

- する場合、主たる事業が分かるように明記してください。
- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要、提案する住宅の省エネ措置の内容、アピール点などは、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・グループとして提案する場合、グループの構成員全員について、法人・団体名、住宅の供給実績（過去3年間における年間平均戸数）を明記してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、提案する各々の事業について1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する住宅で取り組む省エネ措置等の内容がわかるように図示してください。また、省エネ性能の住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取組み（供給体制など）を記入してください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省エネ措置等の内容

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・これまでに供給してきた共同住宅における省エネ措置の内容、今回提案する共同住宅で取り組む省エネ措置の内容を記載してください。
- ・上記の基本的な省エネ措置の内容に加え、波及・普及につながる取組み等、プロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－2 建築物の環境効率の評価結果等（新築のみ）

- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～4）

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。

- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく記載してください。

⑨事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を1枚にまとめてください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

⑪省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

6. 4 住宅（戸建住宅）

提出事業の種類（住宅・建築物の新築、既存の住宅・建築物の改修、省CO₂のマネジメントシステムの整備、省CO₂に関する技術の検証）に応じた様式にて、提出書類一覧表に掲げる1）～4）の必要部数を揃えて、提出してください。なお、複数種類の事業の組み合わせの場合、提案する事業に応じた様式をそれぞれ作成して、添付してください。

提出書類一覧表【住宅（戸建住宅）】

区分	書類名	必要部数	備考
1) 提案申請書	①提案申請書	5部 (正1部、 正のコピー 4部)	様式1・住宅
2) 応募図書	②フェイスシート その1		様式2-1・住宅
	③フェイスシート その2		様式2-2・住宅 ※該当するものを提出のこと
	④プロジェクトの全体概要		様式3・住宅
	⑤審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の 内容		様式4-1・住宅B
	⑥審査基準に関する事項-2 住宅の環境効率の評価結 果等		様式4-2・住宅B ※新築のみ提出
	⑦審査基準に関する事項-3 省CO ₂ 効果に関する説 明		様式4-3・共通
	⑧審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロ ジェクトの特徴（課題1 ～4）		様式4-4・共通 ※該当するものを提出のこと
	⑨事業計画		様式5・共通
	⑩補助対象となる部分の経 費の内訳		様式6-1～6-3・共通
3) 添付図書	⑪省エネルギー計画の概要	2部	※新築、改修時に提出 (交付申請時に提出する旨の 書面でも可)
4) CD-R	上記①～⑩の応募書類の電 子ファイルを格納したもの	2枚	

<記入にあたっての留意点>

①提案申請書

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類を明記してください。なお、一つのプロジェクトで複数の事業を提案

する場合、主たる事業が分かるように明記してください。

- ・提案の代表者を明記し、代表印を捺印してください。

②フェイスシート その1

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・様式に従って、提案者名、事業概要などの提案概要を記載してください。
- ・プロジェクトの全体概要、提案する住宅の省エネ措置の内容、アピール点などは、箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・グループとして提案する場合、グループの構成員全員について、法人・団体名、戸建住宅の供給実績（過去3年間における年間平均戸数）を明記してください。

③フェイスシート その2

- ・応募書類は、提案する各々の事業について1枚を限度とします。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、複数の事業を提案する場合には提案する全ての事業について提出してください。

④プロジェクトの全体概要

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する住宅で取り組む省エネ措置等の内容がわかるように図示してください。また、省エネ性能の住宅の普及促進に向けた、単独またはグループとしての取組み（供給体制など）を記入してください。

⑤審査基準に関する事項－1 導入する省エネ措置等の内容

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・これまでに供給してきた戸建住宅における省エネ措置の内容、今回提案する戸建住宅で取り組む省エネ措置の内容を記載してください。
- ・上記の基本的な省エネ措置の内容に加え、波及・普及につながる取組み等、プロジェクトとしてのアピール点を簡潔に記載してください。

⑥審査基準に関する事項－2 住宅の環境効率の評価結果等（新築のみ）

- ・環境効率の評価結果を記載してください。CASBEE 評価の場合には、評価結果シートを貼り付けてください。

⑦審査基準に関する事項－3 省CO₂効果に関する説明

- ・応募書類は最大2枚を限度とします。
- ・提案する先導的省CO₂技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

⑧審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題1～4）

- ・応募書類は最大1枚を限度とします。
- ・対応する優先課題を選択し、それぞれの課題に対応した事業の特徴、効果をわかりやすく

記載してください。

⑨事業計画

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・プロジェクト全体の事業計画と補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）を区分し、建設工事費等を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合も、全ての事業の計画を1枚にまとめてください。

⑩補助対象となる部分の経費の内訳

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・提案する事業の種類に応じた様式を使用し、補助対象となる部分（提案する先導的省CO₂技術）の経費の内訳を記載してください。
- ・複数の事業を提案する場合は、それぞれの事業の経費を分けて記載してください。

⑪省エネルギー計画の概要

- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に基づいて、省エネルギー計画書（様式第一、第五面～第七面の該当箇所）を提出ください。
- ・届出書類の様式は、下記ホームページでダウンロードできます。
「国土交通省 建築物省エネ法のページ」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・なお、基本設計段階などのため、提案の応募時点で省エネルギー計画の概要を提出できない場合は、採択後の交付申請手続きのなかで、省エネ基準への適合状況を確認できる資料を提出することも可能です。この場合、交付申請時に省エネルギー計画の概要を提出する旨を明記した書面を提案書類に添えてください（様式は任意）。

別表 1 - (1) : 直接経費

項 目	説 明
賃 金 等	応募者の構成員が法人の場合、当該事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た人（応募者の構成員として効果の検証を実施する者は除く。）に支払う経費
旅 費	当該事業に参加する者がマネジメントシステムの運用や技術の検証の実施のために直接必要な交通費及び宿泊費
設備備品費	当該事業に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ずることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照） ※備品等は原則リース等で調達（「その他」の支出費目に計上）してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
委 託 費	当該事業の遂行に必要であるが、事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 ※原則として各年度の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。
そ の 他	設備の賃借（リース）、事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定できる場合に限る。）、通信運搬費（実際に事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 1 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表 2 - (1) : 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な旅費、賃金（補助員等）、需用費、役務費、備品購入費等

別表 2 - (2) : 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

別表3：標準単価方式における標準単価

省エネルギー性能	標準単価
B E L S ★★★★★ (5つ星)	38,000円/㎡
B E L S ★★★★★ (4つ星)	27,000円/㎡

※1 非住宅の新築プロジェクトのうち、延べ面積2,000㎡未満の場合に限り適用可能（別表4参照）

※2 標準単価方式における補助金の額の算定

補助金の額＝当該建築物の延べ面積×標準単価×1/2
(ただし、総事業費の3.5%を補助限度額とする)

※3 採択後、交付申請において補助対象工事を特定する必要があります。なお、補助対象工事として特定できるものは、新築プロジェクトの建設工事費に限ります（設計費、マネジメントシステムの整備費、技術の検証費は対象外）。

※4 採択後、実績報告時までに省エネルギー性能に関する第三者評価を取得する必要があります。補助金の額は、第三者評価結果に基づいて確定します。

別表4：中小規模建築物の提案部門と標準単価方式の適用可否

<2,000㎡未満（1棟の場合※1）>

		環境効率（CASBEEの場合）	
		Sランク	B+～Aランク（※2）
B E L S	★★★★★	中小規模建築物部門 標準単価方式・適用可	一般部門 標準単価方式・適用可
	★★★★★	一般部門 標準単価方式・適用可	一般部門 標準単価方式・適用可
	★～★★★★	一般部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)

<2,000㎡以上～10,000㎡未満（1棟の場合※1）>

		環境効率（CASBEEの場合）	
		Sランク	B+～Aランク（※2）
B E L S	★★★★★	中小規模建築物部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)
	★★★★★	一般部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)
	★～★★★★	一般部門 (標準単価方式・適用不可)	一般部門 (標準単価方式・適用不可)

※1 複数棟のプロジェクトは、一般部門として応募してください。また、複数棟のプロジェクトの場合、標準単価方式を適用することはできません。

※2 新築プロジェクトにおいて、総合的な建築物の環境効率の評価が、CASBEE Bの場合でB-ランク以下のものは応募の対象外です。

※3 1万㎡未満の中小規模建築物の新築プロジェクトで、「一般部門」として応募する場合、大規模建築物とは区分して、プロジェクトの規模に応じて先導性を評価します。

※4 既存建築物の改修、マネジメント、技術の検証を主とするプロジェクトは「一般部門」として応募してください。

提案申請書様式 建築物（非住宅）用－A

～ 一般部門 ～

平成 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

（平成29年度（第2回）募集）

[建築物（非住宅）・一般部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

(代表提案者)

提案団体名

代 表 者

印

フェイスシート その1-提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(提案者と異なる場合に記入してください。法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。提案者と補助を受ける者が異なる場合、下記3の関係者も含めた補助事業の実施体制図を別紙に記載してください。)		
3 提案者以外の関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください。)		
4 事務連絡先	所 属 役 職 名 担 当 者 氏 名 住 所 (郵便番号) 〒 - (住 所) 電 話 F A X E - m a i l	原則、応募者の構成員とし、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。	
5 事業期間	事業期間 平成 年度～ 平成 年度		
6 事業費	総事業費 ^{注2} (総額)	百万円 (うち平成29年度分	百万円)
	補助金額 ^{注3} (総額)	百万円 (うち平成29年度分	百万円)
	※複数の事業を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください。		
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定) (本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)		
8 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;">プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください。</div> B. 提案する先導的省CO ₂ 技術の特徴 ① ② ・ ・ <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;">省CO₂技術の特徴を箇条書きで簡潔に記載してください。</div> C. 提案のアピールポイント ① ② ・ ・ <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; text-align: center;">住宅・建築物の省CO₂に係るリーディングプロジェクトとしてのアピール点を箇条書きで簡潔に記載してください。</div>		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 様式5(標準単価方式の場合は様式7)の該当欄の額と一致するように記載してください。
(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

補助事業の実施体制図 (A 4・1 枚)

プロジェクト名	
<div data-bbox="220 439 1375 631" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>提案者と異なる場合、建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。</p><p>なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこの実施体制図に記載される法人・団体等に限りませので、留意してください。</p></div>	

フェイスシート その 2-建築概要 (改修) (A 4・1 枚)

プロジェクト名		
9 改修する建築物の 名称・竣工年・所 在地	名 称 :	竣工年 : (西暦) 年
	住 所 :	
10 設計者・施工者 (改修工事)	設計者 :	
	施工者 :	
11 建物用途・規模※	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	棟 数 : 棟	
	延べ面積 : m ² (住宅を含む場合 戸)	
	※複数棟の場合は全体の総計	
	階 数 : 地上 階 地下 階 (※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)	

※11が複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟 1 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 : m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)	
棟 2 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 : m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)	
棟 3 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 : m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)	
棟 4 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 : m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)	
棟 5 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 : m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)	

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。

(注 2) □の部分、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

フェイスシート その 2-建築概要 (マネジメント) (A 4・1 枚)

プロジェクト名		
9 マネジメントシステムの対象となる建物の名称・竣工年・所在地	名 称 :	竣工年 : (西暦) 年
	住 所 :	
10 マネジメントシステムの整備事業者	整備者 :	
11 マネジメントシステムの対象となる建物用途・規模※	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	棟 数 :	棟
	延べ面積 :	m ² (住宅を含む場合 戸)
	※複数棟の場合は全体の総計	
階 数 :	地上 階 地下 階 (※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)	

※11が複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟 1 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟 2 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟 3 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟 4 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)
棟 5 (名称) (竣工年 年)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅を含む場合 戸)

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。

(注 2) □の部分、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

フェイスシート その 2 - 建築概要 (技術の検証) (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名			
9 技術の検証の名称・ 竣工年・実施場所	名称:	竣工年:	(西暦) 年
	住所:		
10 技術の検証の実施者	設計者:		
	施工者:		
11 施設の整備を行う場 合の用途・規模	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	棟 数:	棟	
	延べ面積:	㎡ (住宅を含む場合 戸)	
	※複数棟の場合は全体の総計		
	階 数: 地上 階 地下 階 (※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)		

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。

(注 2) □の部分、■により項目を選択してください。

(注 3) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
対応する 優先課題 (<input type="checkbox"/> を <input checked="" type="checkbox"/> で選択 してください)	<input type="checkbox"/> 課題1：街区、複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりの取り組み <input type="checkbox"/> 課題2：非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み <input type="checkbox"/> 課題3：被災地において省CO ₂ と震災復興につながる取り組み <input type="checkbox"/> 課題4：地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み
<p>[プロジェクトの全体概要]</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>プロジェクトの実施場所、建物の全体的な姿や用途、事業スケジュール、先導的な省CO₂技術プロジェクトの全体像を説明してください。</p> <p>また、プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で先導的な省CO₂技術（アピール点）、及び対応する優先課題との関係を記述してください。</p> <p>なお、事業スケジュールは、プロジェクト全体のスケジュールと提案される先導的な省CO₂技術の事業スケジュールの関係、及び着手の時期が分かるように記載してください。</p> <p>※<u>建築物の省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量(BEI)、外皮性能(PAL*)が決まっている場合は、目標値も記載してください。</u></p> </div>	

審査基準に関する事項-1 導入されている省CO₂技術の特徴 (A 4・最大 2 枚)

プロジェクト名	
先端性・先進性	① ② ・ ・
波及性・普及性	① ② ・ ・
<p>提案される省CO₂技術について、モデル性・先導性に優れたプロジェクトとしての先端性・先進性の観点、波及性・普及性の観点を簡潔に箇条書きで記載してください。</p>	
<p>導入されるCO₂削減に寄与する技術（建築構造、建築設備、運用システム等）の内容とプロジェクトの先導性等、省CO₂実現性に優れたプロジェクトの特徴を説明してください。枠内に適宜図表を挿入しても構いません。</p>	

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(A4・最大2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象: a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業: b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■先導的技術に関する省CO₂効果と費用対効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。

先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。

また、CO₂排出量を計算した根拠（排出係数など）を記載してください。

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題1：街区、複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくり等の取り組み</p> <p>1) 街区、複数建築物における取り組み概要(対象範囲、関係者)</p> <p>2) 取り組みを実現する設備と運用方法</p> <p>3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)</p>	

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項－ 4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題 2）

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
<p>■課題 2：非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み</p> <p>1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標</p> <p>2) 目標を実現するための追加的設備</p> <p>3) その他特記事項（地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など）</p>	

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題3）

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題3：被災地の省CO₂と震災復興につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域の震災復興に資するアピール点</p> <p>2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点</p> <p>3) その他特記事項（当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等）</p>	

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題4）

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題4：地方都市等での先導的省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省CO₂技術の波及、普及に関するアピール点</p> <p>2) その他特記事項（当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等）</p>	

事業計画 (A 4・1 枚)

(単位：百万円)

プロジェクト名					
項目		29 年度	30 年度	31 年度以降	経費の総額
(1) 設計費	A				
(うち補助対象)	a				
(2) 建設工事費	B				
(うち補助対象)	b				
(3) マネジメントシステム	C				
(うち補助対象)	c				
(4) 技術の検証費	D				
(うち補助対象)	d				
(5) 小計	A+B+C+D=E				
(うち補助対象の小計)	a+b+c+d =e				
(うち補助金の額)	$e \times 1/2$ =f				
(6) 附帯事務費	$f \times 2.2\%$ 以内=g				
(7) 補助金の額	$f + g = h$				
(8) 補助金の額 (合計)	h'				

(注 1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注 2) 複数の事業を提案する場合には、全事業について記載してください。

(注 3) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 4) 各項目の「うち補助対象」欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式 6-1～6-3 の該当欄と一致するように注意してください。

(注 5) 平成 29 年度中に実施設計又は建築工事に着手し、原則として平成 29 年度より補助対象の出来高が発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するものを対象とします(参考資料 提案募集に関する Q&A をあわせてご覧ください)。

(注 6) 新築の事業については、(8) 補助金の額(合計)の経費の総額は、下記のいずれか低い額を記載してください。
 ー 事業費の合計(E)×5%、10 億円、(7) 補助金の額(h)
 また、(7) 補助金の額(h)が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の(8) 補助金の額(合計)を計上してください。

(注 7) 平成 30 年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

(様式6-1・共通)

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(1)設計費（補助対象部分）a					
(2)建設工事費（補助対象部分）b					
先導的提案1〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案2×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(a+b)					

- (注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。
- (注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。
- (注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のa,bの内訳です）
- (注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。
- (注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。
- (注6) 環境効率、省エネルギー性能の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1)設計費」の欄に記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（マネジメント）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(3) マネジメントシステム（補助対象部分）c					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
0000					
0000					
合計(c)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のcの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(4)技術の検証費（補助対象部分） d					
先導的提案4×××に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(c)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のdの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注6）施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数÷7

標準単価方式による事業計画 (A 4・1 枚)

※非住宅・新築プロジェクト、延べ面積 2,000 m²未満に限り適用可

プロジェクト名	
BEL S 評価の 建物用途	<input type="checkbox"/> 非住宅用途 1 (事務所等、学校等、工場等) <input type="checkbox"/> 非住宅用途 2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)
BEL S 評価	ランク： <input type="checkbox"/> ★★★★★ (5つ星) <input type="checkbox"/> ★★★★ (4つ星) 種 別： <input type="checkbox"/> 計算値 (BEI =) <input type="checkbox"/> 目標値 (BEI =)

(注 1) の部分は、により項目を選択してください。

(注 2) BEL S 評価の欄には BEI の数値も記入してください。

1. 標準単価に基づく補助金の額の算定

※BEL S 評価に応じて、5つ星もしくは4つ星のいずれか該当欄に必要事項を記載してください。

	BEL S★★★★★ (5つ星)	BEL S★★★★ (4つ星)
延べ面積 [m ²] (a)		
標準単価 [千円] (b)	38	27
補助率 (c)	1/2	1/2
補助金の額 [千円] (a)×(b)×(c) = ①		

(注) 補助金の額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

2. 補助限度額の算定

総事業費 [千円] (i)	
係数 (p)	0.035
補助限度額 [千円] (i)×(p) = ②	

(注) 補助限度額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

3. 補助申請額

補助申請額 [千円] (①と②のいずれか小さい額)	
------------------------------	--

(注) 「1. 補助金の額 (①)」と「2. 補助限度額 (②)」の小さい額を記入してください。

提案申請書様式 建築物（非住宅）用－B

～中小規模建築物部門～

平成 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)
提案申請書

平成29年度 (第2回) 募集)

[建築物 (非住宅)・中小規模建築物部門]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型) の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証 (社会実験、展示等)	

(代表提案者)

提案団体名

代表者

印

フェイスシート その1-提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名			
1 提案者	(提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。)		
2 補助を受ける者 (予定者)	(提案者と異なる場合に記入してください。法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。提案者と補助を受ける者が異なる場合、下記3の関係者も含めた補助事業の実施体制図を別紙に記載してください。)		
3 提案者以外の関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください。)		
4 事務連絡先	所 属	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> 原則、応募者の構成員とし、平日(月～金)に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。 </div>	
	役 職 名		
	担 当 者 氏 名		
	住 所 (郵便番号) 〒 - (住 所)		
	電 話		
	F A X		
	E - m a i l		
5 事業期間	事業期間 平成 年度～ 平成 年度		
6 事業費	総事業費 ^{注2} (総額)	百万円 (うち平成29年度分	百万円)
	補助金額 ^{注3} (総額)	百万円 (うち平成29年度分	百万円)
	※複数の事業を提案する場合には、全ての事業の合計を記載してください。		
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (□交付決定済み □申請中又は申請予定) (本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)		
8 提案の概要	A. プロジェクト全体の概要 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> プロジェクト全体の概要を簡潔に記載してください。 </div> B. 補助事業の実施体制 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 提案者と異なる場合、建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、「提案者、補助を受ける者、作業協力者等」の関係を実施体制図として記載してください。 </div>		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 様式5(標準単価方式の場合は様式7)の該当欄の額と一致するように記載してください。
(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)

フェイスシート その2-建築概要 (A4・1枚)

□新築

プロジェクト名	
9 新築する建築物の 名称・建設地	名 称：
	住 所：
10 設計者・施工者	設計者：
	施工者：
11 建物用途・規模※	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	棟 数： 棟
	延べ面積： m ² (住宅を含む場合 戸) ※複数棟の場合は全体の総計
	階 数：地上 階 地下 階 (※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)

□ マネジメント及び技術の検証

10 実施者	マネジメントシステム：
	技術の検証：

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) マネジメント及び技術の検証は、提案する場合のみ、それぞれの実施者を記載してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・1枚)

プロジェクト名	
<p>1. 建築概要</p> <p>プロジェクトの実施場所、建物の延べ面積・階数、用途、建物の全体の姿を示して下さい。</p> <p>2. 事業スケジュール</p> <p>プロジェクト全体のスケジュールと提案する省CO₂技術・取り組みの事業スケジュールの関係が分かるように、基本設計、実施設計、着工、完了等のスケジュールを記載してください。</p> <p>3. プロジェクトの概要</p> <p>プロジェクトの全体概要が分かるパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で、導入する省CO₂の取り組み概要を記述してください。また、省CO₂の取り組みについては、補助対象として申請する項目がわかるように明示してください。</p>	

審査基準に関する事項-1 省エネ性能・導入する省CO2技術等の内容 (A4・1枚)

プロジェクト名				
省エネ性能	B P I	<input type="checkbox"/> 計算値	設計値：	[MJ/m ² ・年]
		<input type="checkbox"/> 目標値	基準値：	[MJ/m ² ・年]
	B E I	<input type="checkbox"/> 計算値	設計値：	[GJ/年]
		<input type="checkbox"/> 目標値	基準値：	[GJ/年]
省エネ性能の計算に反映される主な省エネ技術	外皮			
	空調			
	換気			
	給湯			
	照明			
	E V			
	その他			
その他の取り組み	(省エネ性能計算に反映されない技術、エネルギーマネジメント等)			
	(波及、普及につながる取り組み等)			

(注1) B P I 及び B E I の計算に反映される技術と反映されない技術に区分して記載してください。なお、補助対象として申請する取り組みに限らず、代表的な省エネ技術、取り組みを記載してください。

(注2) 補助対象として申請する項目は、●を付けて表記してください。(標準単価方式の場合は区分不要)

審査基準に関する事項 - 2 建築物の環境効率の評価結果等 (新築のみ)

(CASBEE 活用)

※CASBEE を活用しない場合は、建築物の環境効率と LCCO₂ の計算結果を別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-建築(新築)(2016年版) <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： - 氏名：

※“CASBEE 評価にて LCCO₂ 計算を行わない場合”は、別に LCCO₂ の計算結果を作成してください。

(CASBEE 評価結果シートを貼り付けてください。)

- ※1 LCCO₂ 算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※2 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項 - 3 省 CO₂ 効果に関する説明

(A 4 ・ 最大 2 枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省 CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象 : a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業 : b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■ 補助対象として申請する省 CO₂ 技術の内容と費用対効果

補助対象として申請する省 CO₂ 技術等について、それぞれの特徴及び省 CO₂ 効果 (又は省エネルギー効果) と費用対効果を記載してください。
費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。
また、CO₂ 排出量を計算した根拠 (排出係数など) を記載してください。

事業計画 (A 4・1 枚)

(単位：百万円)

プロジェクト名					
項目		29 年度	30 年度	31 年度以降	経費の総額
(1) 設計費	A				
(うち補助対象)	a				
(2) 建設工事費	B				
(うち補助対象)	b				
(3) マネジメントシステム	C				
(うち補助対象)	c				
(4) 技術の検証費	D				
(うち補助対象)	d				
(5) 小計	A+B+C+D=E				
(うち補助対象の小計)	a+b+c+d =e				
(うち補助金の額)	$e \times 1/2$ =f				
(6) 附帯事務費	$f \times 2.2\%$ 以内=g				
(7) 補助金の額	$f + g = h$				
(8) 補助金の額 (合計)	h'				

(注 1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注 2) 複数の事業を提案する場合には、全事業について記載してください。

(注 3) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 4) 各項目の「うち補助対象」欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式 6-1～6-3 の該当欄と一致するように注意してください。

(注 5) 平成 29 年度中に実施設計又は建築工事に着手し、原則として平成 29 年度より補助対象の出来高が発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するものを対象とします(参考資料 提案募集に関する Q&A をあわせてご覧ください)。

(注 6) 新築の事業については、(8) 補助金の額(合計)の経費の総額は、下記のいずれか低い額を記載してください。
 ー 事業費の合計(E)×5%、10 億円、(7) 補助金の額(h)
 また、(7) 補助金の額(h)が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の(8) 補助金の額(合計)を計上してください。

(注 7) 平成 30 年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

(様式 6-1・共通)

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A 4・1 枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29 年度	30 年度	31 年度以降	総額
(1) 設計費（補助対象部分） a					
(2) 建設工事費（補助対象部分） b					
先導的提案 1 ○○○に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案 2 ×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(a+b)					

- (注 1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。
- (注 2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。
- (注 3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 5 の a, b の内訳です）
- (注 4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。
- (注 5) 消費税の額を除いた額で記載してください。
- (注 6) 環境効率、省エネルギー性能の第三者評価及び表示に係る費用は、それぞれに「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1) 設計費」の欄に記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳(マネジメント)(A4・1枚)

(単位:百万円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度(平成)	29年度	30年度	31年度以降	総額
(3) マネジメントシステム(補助対象部分) c					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
0000					
0000					
合計(c)					

(注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です(様式5のcの内訳です)

(注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(4)技術の検証費（補助対象部分） d					
先導的提案4×××に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(c)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のdの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注6）施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数÷7

(様式7・非住宅B-中小)

標準単価方式による事業計画 (A4・1枚)

※非住宅・新築プロジェクト、延べ面積 2,000 m²未満に限り適用可

※BELS評価が★★★★ (4つ星) の場合は「一般部門」で応募してください。

プロジェクト名	
BELS評価の 建物用途	<input type="checkbox"/> 非住宅用途1 (事務所等、学校等、工場等) <input type="checkbox"/> 非住宅用途2 (ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等)
BELS評価	ランク：■★★★★★ (5つ星) 種別： <input type="checkbox"/> 計算値 (BEI =) <input type="checkbox"/> 目標値 (BEI =)

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) BELS評価の欄にはBEIの数値も記入してください。

1. 標準単価に基づく補助金の額の算定

	BELS★★★★★ (5つ星)	BELS★★★★ (4つ星)
延べ面積 [m ²] (a)		/
標準単価 [千円] (b)	38	
補助率 (c)	1/2	
補助金の額 [千円] (a)×(b)×(c) = ①		

(注) 補助金の額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

2. 補助限度額の算定

総事業費 [千円] (イ)	
係数 (ロ)	0.035
補助限度額 [千円] (イ)×(ロ) = ②	

(注) 補助限度額は、千円未満切り捨てとして算定してください。

3. 補助申請額

補助申請額 [千円] (①と②のいずれか小さい額)	
------------------------------	--

(注) 「1. 補助金の額 (①)」と「2. 補助限度額 (②)」の小さい額を記入してください。

提案申請書様式 住宅用－A

～共同住宅～

平成 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型)
提案申請書

平成29年度 (第2回) 募集)

[住宅 (共同住宅)]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業 (省CO₂先導型) の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証 (社会実験、展示等)	

(代表提案者)

提案団体名

代表者

印

フェイスシートー提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名		
1 提案者	<p>提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。</p>	
2 事務連絡先	所 属	
	役 職 名	
	担 当 者 氏 名	
	住 所 (郵便番号) 〒 -	
	(住 所)	
	電 話	
F A X		
E - m a i l		
<p>原則、応募者の構成員とし、平日（月～金）に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。</p>		
3 提案者以外の関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり （建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください。）	
4 営業エリア	<p>法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。 全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。</p>	
5 実績	直近3年間の住宅の年間平均供給実績 年間平均 戸（うち、提案する省エネ性能の住宅 戸） ※複数者のグループでの応募の場合は、別紙に各者の実績を記載のこと	
6 事業概要	省エネ仕様	<input type="checkbox"/> 1種類 <input type="checkbox"/> 複数（ 種類）
	提案件数	棟（ 戸）
	事業期間	平成 年度～ 年度
	事業費総額	百万円（平成29年度 百万円）
	補助申請額	百万円（平成29年度 百万円）
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定） （本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。）	
8 提案の概要	A. プロジェクトのアピールポイント	
	①	箇条書きで簡潔に記載してください。
	②	
	・	
	・	
	B. 提案する住宅の省エネ措置の内容等の特徴	
	①	
	②	箇条書きで簡潔に記載してください。
	・	
・		
C. 普及・波及に向けた取組体制の特徴		
①		
②	箇条書きで簡潔に記載してください。	
・		
・		

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 様式5の(5) 小計の額と一致するようにご注意ください（複数年度に渡る場合は全年度の合計額）。

(注3) 様式5の(8) 補助金の額と一致するようにご注意ください（複数年度に渡る場合は全年度の合計額）。

グループ構成員の概要 (A 4・グループとして提案の場合)

プロジェクト名	
<p data-bbox="236 439 1359 542">グループ構成員の名称、役割を記載してください。また、住宅供給者、工務店等の場合については、それぞれの過去3年間の住宅の供給実績を記載してください。</p>	

フェイスシート その 2 - 建築概要 (改修) (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名		
9 改修する建築物の 名称・竣工年・所 在地	名 称 :	竣工年 : (西暦) 年
	住 所 :	
10 設計者・施工者 (改修工事)	設計者 :	
	施工者 :	
11 建物用途・規模※	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	棟 数 :	棟
	延べ面積 :	m ² (住宅 戸)
	※複数棟の場合は全体の総計	
階 数 : 地上 階 地下 階 (※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)		

※11が複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟 1 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 2 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 3 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 4 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 5 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 戸建住宅について提案時に建設場所が特定されていない場合は様式 2 - 2 の提出は不要です。

(注 4) 竣工年の欄には、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
対応する 優先課題 (□を■で選択 してください)	<input type="checkbox"/> 課題1：街区、複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりの取り組み <input type="checkbox"/> 課題2：非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み <input type="checkbox"/> 課題3：被災地において省CO ₂ と震災復興につながる取り組み <input type="checkbox"/> 課題4：地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み
<p>[プロジェクトの全体概要]</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>プロジェクトの実施場所（地域）、住宅の規模や事業スケジュールを説明してください。 また、住宅の省エネ措置の内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で省エネ措置等の内容、及び対応する優先課題との関係を記述してください。</p> <p><u>※省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量（BEI）、外皮性能（UA値等）が決まっている場合は、目標値も記載してください。</u></p> </div>	
<p>[プロジェクトの実施体制]</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取り組みとして、アピール点がある場合には図の中に明記してください。</p> <p>②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。</p> <p>③なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこのプロジェクトの実施体制に記載される法人・団体等に限定しますので、留意してください。</p> </div>	

審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の内容 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
①従来行ってきた省エネ措置の内容	<ul style="list-style-type: none">■躯体 (外皮)■設備 (住戸部分)■設備 (共用施設)■その他 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;">断熱性能レベル、導入する設備 (住戸部分、共用施設) に分けて記入してください。</div>
②今回導入する省エネ措置の内容	<ul style="list-style-type: none">■躯体 (外皮)■設備 (住戸部分)■設備 (共用施設)■その他 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;">今回新たに取り組む省エネ措置等の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。</div>
③省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取組み内容	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;">省エネ性能の高い住宅を、単独事業者またはグループとして普及するための取組み (供給体制など) についてわかりやすく記載してください。また、今後取組みを進めるための計画があれば記載ください。</div>
④その他の特徴的な省エネ・省CO ₂ への取組み内容	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;">上記以外に、住宅における省エネ・省CO₂対策を波及・普及する上で、特徴的な取組みがある場合、取組みの内容とアピールすべき点を、簡潔に記入してください。</div> <p style="margin-left: 20px;">例：・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計</p> <ul style="list-style-type: none">・省資源対策や再生可能エネルギー利用・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取組みや仕組み・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み・街区・まちづくりとしての取組み 等

(様式4-2・住宅A-共同)

審査基準に関する事項-2 建築物の環境効率の評価結果等(新築)

(CASBEE活用)

※CASBEEを活用しない場合は、建築物の環境効率とLCCO₂の計算結果を、別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-建築(新築)(2016年版) <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： — 氏名：

※“CASBEE評価にてLCCO₂計算を行わない場合”は、別にLCCO₂の計算結果を作成してください。

(CASBEE評価結果シートを貼り付けてください。)

- ※1 LCCO₂算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※2 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(最大A4・2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象: a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業: b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■先導的技術に関する省CO₂効果と費用対効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。

先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。

また、CO₂排出量を計算した根拠（排出係数など）を記載してください。

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題1：街区、複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくり等の取り組み</p> <p>1) 街区、複数建築物における取り組み概要(対象範囲、関係者)</p> <p>2) 取り組みを実現する設備と運用方法</p> <p>3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)</p>	

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題 2）

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
<p>■課題 2：非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み</p> <p>1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標</p> <p>2) 目標を実現するための追加的設備</p> <p>3) その他特記事項（地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など）</p>	

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題3）

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題3：被災地の省CO₂と震災復興につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域の震災復興に資するアピール点</p> <p>2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点</p> <p>3) その他特記事項（当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等）</p>	

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題4）

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題4：地方都市等での先導的省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省CO₂技術の波及、普及に関するアピール点</p> <p>2) その他特記事項（当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等）</p>	

事業計画 (A 4・1 枚)

(単位：百万円)

プロジェクト名					
項目		29 年度	30 年度	31 年度以降	経費の総額
(1) 設計費	A				
(うち補助対象)	a				
(2) 建設工事費	B				
(うち補助対象)	b				
(3) マネジメントシステム	C				
(うち補助対象)	c				
(4) 技術の検証費	D				
(うち補助対象)	d				
(5) 小計	A+B+C+D=E				
(うち補助対象の小計)	a+b+c+d =e				
(うち補助金の額)	$e \times 1/2$ =f				
(6) 附帯事務費	$f \times 2.2\%$ 以内=g				
(7) 補助金の額	$f + g = h$				
(8) 補助金の額 (合計)	h'				

(注 1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注 2) 複数の事業を提案する場合には、全事業について記載してください。

(注 3) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 4) 各項目の「うち補助対象」欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式 6-1～6-3 の該当欄と一致するように注意してください。

(注 5) 平成 29 年度中に実施設計又は建築工事に着手し、原則として平成 29 年度より補助対象の出来高が発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するものを対象とします(参考資料 提案募集に関する Q&A をあわせてご覧ください)。

(注 6) 新築の事業については、(8) 補助金の額(合計)の経費の総額は、下記のいずれか低い額を記載してください。
 ー 事業費の合計(E)×5%、10 億円、(7) 補助金の額(h)
 また、(7) 補助金の額(h)が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の(8) 補助金の額(合計)を計上してください。

(注 7) 平成 30 年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(1) 設計費（補助対象部分） a					
(2) 建設工事費（補助対象部分） b					
先導的提案1〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案2×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(a+b)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のa, bの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注6）環境効率、省エネルギー性能の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1)設計費」の欄に記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（マネジメント）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(3) マネジメントシステム（補助対象部分）c					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
0000					
0000					
合計(c)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のcの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A 4・1 枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29 年度	30 年度	31 年度以降	総額
(4) 技術の検証費（補助対象部分） d					
先導的提案 4 × × × に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(c)					

（注 1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注 2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表 1 のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注 3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式 5 の d の内訳です）

（注 4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注 5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注 6）施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用 = 施設の整備費 × 0.9 × 実験・検証期間の年数 ÷ 7

提案申請書様式 住宅用－B

～戸建住宅～

平成 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

提案申請書

平成29年度（第2回）募集）

[住宅（戸建住宅）]

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の提案を申請します。

プロジェクト名 : _____

提案事業の種類

提案事業の種類	提案事業 (当てはまるものに○をつけてください)
①住宅・建築物の新築	
②既存住宅・建築物等の改修	
③省CO ₂ のマネジメントシステムの整備	
④省CO ₂ に関する技術の検証（社会実験、展示等）	

(代表提案者)

提案団体名

代表者

印

フェイスシート-提案概要 (A4・1枚)

プロジェクト名		
1 提案者	提案者の構成員全員について、法人その他の団体の場合には法人名・団体名、個人の場合には氏名を記載してください。	
2 事務連絡先	所 属	原則、応募者の構成員とし、平日（月～金）に確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。 ・住所欄は、郵便番号と住所を記入してください。 ・E-mail アドレスの記載ミスにご注意ください。
	役 職 名	
	担 当 者 氏 名	
	住 所 (郵便番号) 〒 - (住 所)	
	電 話	
	F A X	
	E - m a i l	
3 提案者以外の関係者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (建築設計事務所、建設事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、提案者、補助を受ける者、作業協力者等の関係を実施体制図として別紙に記載してください。)	
4 営業エリア	法人その他団体にて提案する場合、営業エリアを記載してください。全国展開の場合は「全国」、地域を限定している場合には主として営業範囲としている「都道府県名」を記載してください。	
5 実績	直近3年間の住宅の年間平均供給実績 年間平均 戸(うち、提案する省エネ性能の住宅 戸) ※複数者のグループでの応募の場合は、別紙に各者の実績を記載のこと	
6 事業概要	省エネ仕様	<input type="checkbox"/> 1種類 <input type="checkbox"/> 複数(種類)
	提案件数	棟(戸)
	事業期間	平成 年度～ 年度
	事業費総額	百万円(平成29年度 百万円)
	補助申請額	百万円(平成29年度 百万円)
7 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> 交付決定済み <input type="checkbox"/> 申請中又は申請予定) (本先導事業以外に、本件に関連して、現在、国・地方公共団体等から受け入れている補助金若しくは申請中の補助金等がある場合、制度名、金額、課題名を記載してください。その際、本応募課題との仕分け、関連のさせ方等有れば併せて記載してください。)	
8 提案の概要	A. プロジェクトのアピールポイント	
	①	箇条書きで簡潔に記載してください。
	②	箇条書きで簡潔に記載してください。
	B. 提案する住宅の省エネ措置の内容等の特徴	
	①	箇条書きで簡潔に記載してください。
	②	箇条書きで簡潔に記載してください。
	C. 普及・波及に向けた取組体制の特徴	
	①	箇条書きで簡潔に記載してください。
	②	箇条書きで簡潔に記載してください。

(注1) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注2) 様式5の(5) 小計の額と一致するようにご注意ください(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)。

(注3) 様式5の(7) 補助金の額と一致するようにご注意ください(複数年度に渡る場合は全年度の合計額)。

グループ構成員の概要 (A 4・グループとして提案の場合)

プロジェクト名	
<div data-bbox="231 436 1364 548" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"><p>グループ構成員の名称、役割を記載してください。また、住宅供給者、工務店等の場合については、それぞれの過去3年間の住宅の供給実績を記載してください。</p></div>	

フェイスシート その 2 - 建築概要 (改修) (A 4 ・ 1 枚)

プロジェクト名		
9 改修する建築物の 名称・竣工年・所 在地	名 称 :	竣工年 : (西暦) 年
	住 所 :	
10 設計者・施工者 (改修工事)	設計者 :	
	施工者 :	
11 建物用途・規模※	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	棟 数 :	棟
	延べ面積 :	m ² (住宅 戸)
	※複数棟の場合は全体の総計	
階 数 : 地上 階 地下 階 (※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)		

※11が複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟 1 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 2 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 3 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 4 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟 5 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	延べ面積 :	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)

(注 1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。

(注 2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注 3) 戸建住宅について提案時に建設場所が特定されていない場合は様式 2 - 2 の提出は不要です。

(注 4) 竣工年の欄には、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

フェイスシート その2-建築概要(マネジメント)(A4・1枚)

プロジェクト名		
9 マネジメントシステムの対象となる建物の名称・竣工年・所在地	名称:	竣工年:(西暦) 年
	住所:	
10 マネジメントシステムの整備事業者	整備者:	
11 マネジメントシステムの対象となる建物用途・規模※	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	棟数:	棟
	延べ面積:	m ² (住宅 戸)
	※複数棟の場合は全体の総計	
	階数:地上 階 地下 階(※複数棟の場合は下表にそれぞれ記載)	

※11が複数棟の場合、上記の欄には全体の総計を記載し、下記に棟別の概要を記載してください。

棟1 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	延べ面積:	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟2 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	延べ面積:	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟3 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	延べ面積:	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟4 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	延べ面積:	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)
棟5 (名称) (竣工年)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
	延べ面積:	m ² 地上 階 地下 階 (住宅 戸)

(注1) 提案する事業の種類に応じた様式を提出してください。

(注2) □の部分は、■により項目を選択してください。

(注3) 戸建住宅について提案時に建設場所が特定されていない場合は様式2-2の提出は不要です。

(注4) 竣工年の欄は、既存建物を対象とする場合に、新築時の竣工年を西暦で記入してください。

プロジェクトの全体概要 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
対応する 優先課題 (□を■で選択 してください)	<input type="checkbox"/> 課題1：街区、複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくりの取り組み <input type="checkbox"/> 課題2：非常時のエネルギー自立と省CO ₂ の実現を両立する取り組み <input type="checkbox"/> 課題3：被災地において省CO ₂ と震災復興につながる取り組み <input type="checkbox"/> 課題4：地方都市等での先導的な省CO ₂ 技術の波及、普及につながる取り組み
<p>[プロジェクトの全体概要]</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>プロジェクトの実施場所（地域）、住宅の規模や事業スケジュールを説明してください。 また、住宅の省エネ措置の内容等について、住宅の全体像がわかるようにパース等の図を示し、図の中に、吹き出し等で省エネ措置等の内容、及び対応する優先課題との関係を記述してください。</p> <p><u>※省エネルギー性能として、目標とする一次エネルギー消費量（BEI）、外皮性能（U_A値等）が決まっている場合は、目標値も記載してください。</u></p> </div>	
<p>[プロジェクトの実施体制]</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①グループでの提案の場合、グループの構成員、作業協力者について、名称、役割等を図示してください。特に、省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取り組みとして、アピール点がある場合には図の中に明記してください。</p> <p>②単独での事業者での提案の場合、提案者のほかに、建築設計事務所、建設事業者、建材供給事業者、エネルギー事業者など、提案にあたっての作業協力者等がいる場合、各者の関係を記載してください。</p> <p>③なお、審査にあたり、ヒアリング審査を行うことがあります。ヒアリング時の出席者はこのプロジェクトの実施体制に記載される法人・団体等に限定しますので、留意してください。</p> </div>	

審査基準に関する事項-1 導入する省エネ措置等の内容 (A4・最大2枚)

プロジェクト名	
①従来行ってきた省エネ措置の内容	<p>■躯体(外皮) ■設備 ■その他</p> <p>断熱性能レベル、導入する設備に分けて記入してください。</p>
②今回導入する省エネ措置の内容	<p>■躯体(外皮) ■設備 ■その他</p> <p>今回新たに取り組む省エネ措置等の内容について、上記①との関係が分かるように記入してください。</p>
③省エネ性能の高い住宅の波及・普及に向けた取り組み内容	<p>省エネ性能の高い住宅を、単独事業者またはグループとして普及するための取組み(供給体制など)についてわかりやすく記載してください。また、今後取組みを進めるための計画があれば記載ください。</p>
④その他の特徴的な省エネ・省CO ₂ への取り組み内容	<p>上記以外に、住宅における省エネ・省CO₂対策を波及・普及する上で、特徴的な取組みがある場合、取組みの内容とアピールすべき点を、簡潔に記入してください。</p> <p>例： ・生涯にわたりCO₂をゼロないしマイナスにするLCCMの観点からの取組み ・地域の気象・風土等を活用したパッシブ設計 ・他分野との連携によって省CO₂の取組みを進める仕組み ・省資源対策や再生可能エネルギー利用 ・居住者の省CO₂意識の向上や省CO₂行動を誘発する取組みや仕組み ・省CO₂型住宅や省エネ改修の普及促進を図る体制整備や仕組み ・街区・まちづくりとしての取組み 等</p>

審査基準に関する事項-2 住宅の環境効率の評価結果等(新築)

(CASBEE活用)

※CASBEEを活用しない場合は、住宅の環境効率とLCCO₂の計算結果を別に作成してください。

CASBEE評価ツール	<input type="checkbox"/> CASBEE-戸建(新築)(2016年版) <input type="checkbox"/> 上記以外のCASBEE ()
CASBEE評価書作成者 (CASBEE評価員が作成した 場合)	登録番号： - 氏名：

※“CASBEE評価にてLCCO₂計算を行わない場合”は、別にLCCO₂の計算結果を作成してください。

(CASBEE評価結果シートを貼り付けてください。)

- ※1 LCCO₂算出にあたって標準計算以外を行う場合は、別紙にその条件、算出結果を記載して添えてください。
- ※2 未確定の項目を仮定して計算する場合、別紙に前提とした条件を記載して添えてください。

審査基準に関する事項-3 省CO₂効果に関する説明

(最大A4・2枚)

プロジェクト名		
事業全体の 省CO ₂ 効果	CO ₂ 排出量 (比較対象: a) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出量 (提案事業: b) ton-CO ₂ /年
	CO ₂ 排出削減量 (c = a - b) ton-CO ₂ /年	CO ₂ 排出削減率 (c ÷ a × 100) %

■先導的技術に関する省CO₂効果と費用対効果

提案プロジェクトの先導的な技術について、省CO₂効果（又は省エネルギー効果）と費用対効果を記載してください。

費用対効果を算出するにあたっては比較対象となるものを明示し記載してください。

先導的技術として提案しているものが複数ある場合は、主なものについてそれぞれ記載してください。

また、CO₂排出量を計算した根拠（排出係数など）を記載してください。

審査基準に関する事項ー4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題1)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題1：街区、複数建築物におけるエネルギー融通、まちづくり等の取り組み</p> <p>1) 街区、複数建築物における取り組み概要(対象範囲、関係者)</p> <p>2) 取り組みを実現する設備と運用方法</p> <p>3) 提案事業の先導性 (既往事例・類似事例と比べた当該事業の技術的先進・先端性、導入技術の波及性・普及性)</p>	

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題2）

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題2：非常時のエネルギー自立と省CO₂の実現を両立する取り組み</p> <p>1) 建物の機能維持に関わる基本的な考え方、目標</p> <p>2) 目標を実現するための追加的設備</p> <p>3) その他特記事項（地方公共団体や地域における防災計画上の位置づけ、協定・連携など）</p>	

(様式4-4・共通)

審査基準に関する事項-4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴(課題3)

(A4・最大1枚)

プロジェクト名	
<p>■課題3：被災地の省CO₂と震災復興につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域の震災復興に資するアピール点</p> <p>2) 当該地域を含む他のプロジェクトへの省CO₂の波及、普及に関するアピール点</p> <p>3) その他特記事項(当該地域の復興計画等との関わり、位置づけ等)</p>	

(様式 4-4・共通)

審査基準に関する事項－4 優先課題に対応したプロジェクトの特徴（課題 4）

(A 4・最大 1 枚)

プロジェクト名	
<p>■課題 4：地方都市等での先導的省CO₂技術の波及、普及につながる取り組み</p> <p>1) 当該地域における他のプロジェクトを含めた省CO₂技術の波及、普及に関するアピール点</p> <p>2) その他特記事項（当該地域の上位計画等との関わり、位置づけ等）</p>	

事業計画 (A 4・1 枚)

(単位：百万円)

プロジェクト名					
項目		29 年度	30 年度	31 年度以降	経費の総額
(1) 設計費	A				
(うち補助対象)	a				
(2) 建設工事費	B				
(うち補助対象)	b				
(3) マネジメントシステム	C				
(うち補助対象)	c				
(4) 技術の検証費	D				
(うち補助対象)	d				
(5) 小計	A+B+C+D=E				
(うち補助対象の小計)	a+b+c+d =e				
(うち補助金の額)	$e \times 1/2$ =f				
(6) 附帯事務費	$f \times 2.2\%$ 以内=g				
(7) 補助金の額	$f + g = h$				
(8) 補助金の額 (合計)	h'				

(注 1) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。

(注 2) 複数の事業を提案する場合には、全事業について記載してください。

(注 3) 消費税の額を除いた額で記載してください。

(注 4) 各項目の「うち補助対象」欄は提案する先導的な省CO₂技術に関する工事費の合計で、様式 6-1～6-3 の該当欄と一致するように注意してください。

(注 5) 平成 29 年度中に実施設計又は建築工事に着手し、原則として平成 29 年度より補助対象の出来高が発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するものを対象とします (参考資料 提案募集に関する Q&A をあわせてご覧ください)。

(注 6) 新築の事業については、(8) 補助金の額(合計)の経費の総額は、下記のいずれか低い額を記載してください。
 ー 事業費の合計(E)×5%、10 億円、(7) 補助金の額(h)
 また、(7) 補助金の額(h)が限度額を上回る場合は、限度額の範囲内で年度別の(8) 補助金の額(合計)を計上してください。

(注 7) 平成 30 年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（新築・改修）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(1)設計費（補助対象部分）a					
(2)建設工事費（補助対象部分）b					
先導的提案1〇〇〇に関する工事費					
設備費					
工事費					
先導的提案2×××に関する工事費					
設備費					
工事費					
合計(a+b)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のa,bの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注6）環境性能、省エネルギー性能の表示に係る費用は、それぞれ「申請のための費用」と「表示のための費用」に分けて、「(1)設計費」の欄に記載してください。

(様式6-2・共通)

補助対象となる部分の経費の内訳 (マネジメント) (A4・1枚)

(単位:百万円)

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度(平成)	29年度	30年度	31年度以降	総額
(3)マネジメントシステム(補助対象部分)c					
先導的提案3000に関する工事費					
システム整備費					
設備費					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
0000					
0000					
合計(c)					

(注1) 経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

(注2) 積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

(注3) 記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です(様式5のcの内訳です)

(注4) 事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

(注5) 消費税の額を除いた額で記載してください。

補助対象となる部分の経費の内訳（技術の検証）（A4・1枚）

（単位：百万円）

プロジェクト名	補助対象部分の経費の内訳				
	実施年度（平成）	29年度	30年度	31年度以降	総額
(4)技術の検証費（補助対象部分） d					
先導的提案4×××に関する工事費					
施設の整備費（対象となる場合）					
施設整備費の合計					
工事費					
直接経費					
設備備品費					
消耗品費					
〇〇〇〇					
〇〇〇〇					
合計(c)					

（注1）経費の内訳については、提案された先導的な取り組みを実現するための部分の取り組み箇所ごと、積算根拠等も含め詳細に記述してください。

（注2）積算根拠は、プロジェクトを行うためにどのような建築構造又は設備の整備等が必要となるのか、別表1のどのような費目が必要となるのか明らかとなるように記載してください。

（注3）記載する金額は、補助率を乗ずる前の補助対象額です（様式5のdの内訳です）

（注4）事業年度が複数年度にわたるプロジェクトの場合は、各年度について記載してください。この場合、主な実施工程の項目毎に記載してください。

（注5）消費税の額を除いた額で記載してください。

（注6）施設の整備費について、補助対象となる費用は、実験・検証の期間（展示の期間を含む）中の原価償却に要する費用として下式で計算してください。

対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数÷7

(参考：採択後の交付申請において提出)

平成29年度サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

補助事業施工業者等に関する宣誓書

本補助事業において、申請者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から行う調達（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）の有無について、該当する項目にチェックを入れてください。

- （１） 100%同一の資本に属するグループ企業
- （２） 申請者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）
- （３） 申請者の役員である者又はこれらの者が役員に就任している企業

（１）～（３）の関係にある会社からの調達は一切ない。

（１）～（３）の関係にある会社からの調達がある。

（１）～（３）の関係にある会社からの調達がある場合には、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

また、本確認書に虚偽の記載をし、記載内容が事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還を求めることがあります。

平成 年 月 日

事業名

提案者

印

(参考資料) 提案募集に関するQ&A

■募集要領「1.2 公募する事業の種類」

Q1	延べ面積が5千㎡以上、1万㎡未満の建築物の場合、「中小規模建築物部門」として応募することはできるのでしょうか。
A	中小規模建築物部門では、概ね5千㎡以下の建築物を対象としますが、最大で延べ面積1万㎡未満までの建築物は、中小規模建築物部門での応募も可能です。 <u>なお、中小規模建築物部門の評価にあたっての考え方に規定する一定の環境性能、省エネルギー性能等を満たさないプロジェクトは、一般部門として応募してください。</u>
Q2	延べ面積が5千㎡以上、1万㎡未満の建築物の場合、「一般部門」として応募することはできるのでしょうか。
A	一般部門での応募も可能ですが、プロジェクト総体としての先導性を評価することになります。 <u>なお、一般部門として応募があった場合、大規模建築物とは区分し、プロジェクト規模に応じた先導性を評価します。</u>
Q3	複数の建築物をまとめて提案する場合で、複数棟の延べ面積が合計で5千㎡以上1万㎡未満となる場合、「中小規模建築物部門」として応募することはできるのでしょうか。
A	複数の建築物をまとめて応募する場合は、「一般部門」として応募してください。中小規模建築物部門は1棟の建築物についての提案で、延べ面積が5千㎡以上、1万㎡未満となるものを対象としています。
Q4	住宅メーカーの商品のようなもの、システムとして提案することは可能でしょうか。また、建設場所が決まっていないものも応募は可能でしょうか。
A	施主自体が決まっていないものでも、供給体制や実施体制が整っているものなどは対象になると考えています。アイデア段階のものは対象となりません。また、CASBEE 評価など環境効率の評価結果の提出が必要ですので、環境効率の評価が困難な段階での応募は対象となりません。 建設場所は未定でも応募は可能です。ただし、環境効率の評価や省エネルギー措置の概要など、建設予定地によって数値が異なるものは、予定される地域ごとに必要書類を提出していただく必要があります。
Q5	住宅の場合、分譲住宅、住宅展示場やモデルハウスでも応募は可能でしょうか。
A	応募の対象となります。
Q6	住宅展示場やモデルハウスは「省CO ₂ に関する技術の検証(社会実験、展示等)」に該当するものなのでしょうか。
A	単なる住宅展示場やモデルハウスは該当しません。技術の検証での提案は、実験・検証を行うとともに当該技術の展示を行うために一時的に設ける施設が対象となります。

Q7	「省CO ₂ のマネジメントシステムの整備」とは、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。
----	---

- A 例えば、BEMS、HEMSなど住宅・建築物等でエネルギー使用状況を監視し、効率的な機器の運用を図るなど、エネルギーの使い方を効率的にマネジメントし、CO₂排出削減を実現できるシステムが例示として考えられます。

■募集要領「2.1 事業の対象要件」

Q8	補助の対象となる基準や設備の指定はあるのでしょうか。
----	----------------------------

- A 評価委員会においてモデル性や先導性が高いものとして選定されたものが補助の対象となります。このため、補助の対象となるか否かについて具体的な基準があるものではありません。なお、太陽光発電システムについては、原則として補助対象となりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助の対象となる場合もあります。

また、評価は個別の設備としての評価ではなく、住宅・建築物のプロジェクト総体としての評価となります。そのため、単なる高効率給湯器の導入やLED照明への更新など、設備単体での取り組みを提案する事業は、本事業の趣旨になじみませんのでご注意ください。

Q9	工場等における生産設備の省エネ対策も対象となるのでしょうか。
----	--------------------------------

- A 工場等における「生産設備」については、当該補助事業の目的が建築物の省CO₂であることから補助対象外とします。

Q10	異なる構造の住宅・建築物の提案における先導性の評価はどのようになるのでしょうか。特に有利になる分野などがあるのでしょうか。
-----	---

- A 提案の先導性の評価にあたっては、用途・建て方別、構法・構造別等幅広い分野のバランスに配慮することとしています。したがって、異なる構造間ではなくそれぞれの分野内での先導性の有無が評価の対象となります。例えば木造であるというだけで先導性があるという評価はされず、あわせて別の先端性・先進性等のあるリーディングプロジェクトにふさわしい提案が望まれます。

Q11	提案にあたって、「省CO ₂ 技術の先端性・先進性の観点、波及性・普及性の観点」が求められていますが、これらは両方とも求められているのでしょうか。例えば「波及性・普及性」が非常に高くても「先端性・先進性」が低いものに関しては採択されないのでしょうか。
-----	--

- A 双方の観点から評価委員会において総合的に判断されることとなります。なお、平成29年度(第2回)募集では、全国各地の省CO₂への取り組みを加速するため、地方都市などへの波及性の高いプロジェクト、普及途上にある省CO₂技術を活用して省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト、中小規模建築物(非住宅)における省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト等についても積極的に支援します。

Q12	一度採択された省CO ₂ 技術は、次回の募集についても補助対象となるのでしょうか。
-----	--

- A 採択されるか否かは、あくまでもそれぞれの時点において、評価委員会で評価されるもの

です。なお、評価は個別の省CO₂技術としてではなく、住宅・建築物のプロジェクト総体としての評価となります。

また、平成29年度(第2回)募集では、これまでの採択事例で提案された各種の省CO₂技術や類似の省CO₂技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から積極的に評価します。

Q13	平成29年度は補助対象事業の出来高は発生せず、平成30年度以降から出来高が発生する場合は、申請できないのでしょうか。
-----	--

- A 募集要領に、「原則として平成29年度より補助対象の出来高が発生するもの」とありますが、平成29年度に補助対象の出来高が発生しなくても、申請は可能です。ただし、平成30年度以降の予算によっては、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますのでご注意ください。

■募集要領「2.2 対象事業者」

Q14	複数の企業等でプロジェクトを検討していますが、提案の代表者にはどのような要件が必要でしょうか。また、プロジェクトに対して助言などを行っている者も応募者になれるのでしょうか。
-----	--

- A 提案者は、募集要領2.2(1)のとおり、「補助金の交付を受けて事業を行うもので、建築主等、建築主と一体連携して省CO₂技術を導入するもの等(ESCO事業者、リース事業者エネルギー事業者等)」を考えています。

代表者に関して特段の規定はありません。また、コンセプトに対する助言などを行っている者単独では応募者になることはできませんが、グループの一員となることは可能です。

複数の企業等が関わるプロジェクトでは、関係者の実施体制図を添付していただくことが必要です。また、必要に応じてヒアリング審査を行います。ヒアリング審査への出席者は原則として実施体制図に明記されている者に限ります。

Q15	ESCO事業者の場合、提案者はESCO事業者のみでよいのでしょうか。あるいはESCO事業者・建築主・リース事業者の連名での応募が必要でしょうか。
-----	--

- A 提案者は、募集要領2.2(1)に記載されている補助金の交付を受けて事業を行うものを想定しています。建築主と合意を得て応募を行うか、または、連名での提案となります。

Q16	複数の者が共同で提案を行う場合、補助金を受ける者も、共同で申請してもよいのでしょうか。また、この場合、補助金は各者に支払われるのでしょうか、あるいは代表の1社へ支払われるのでしょうか。
-----	--

- A 補助は実際に対象となる事業を実施する(費用を負担する)方が申請していただく必要がありますので、両方で費用を負担する場合には共同で申請してください。また、補助金の支払い方法は個別に協議させていただきます。

■募集要領「2.3 非住宅(一般部門)の事業内容」

Q17	省CO ₂ 技術の一般的な工事の実施設計費は、設計費の対象となるでしょうか。
-----	---

A 設計費は省CO₂シミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る設計費として国土交通省が認める費用を対象としますので、一般的な実施設計費は対象となりません。なお、設計費を計上する場合には、特に必要とする理由を様式4-1に記載してください。

Q18	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

A 新築の事業については、採択プロジェクトの総事業費の5%又は10億円のいずれか少ない金額(標準単価方式の場合は総事業費の3.5%)を本事業の補助限度額とします。また、予算の範囲内で助成するものであるため、提案が採択された場合であっても、すべての額が助成対象となるものではありません。なお、平成30年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

Q19	詳細な設計上の工夫の組み合わせなどで省エネ性を実現する場合は、補助額はどのように算出するのでしょうか。
-----	---

A 提案において、細かな建築構造上の工夫を積み上げたプロジェクトなどは、先導的な取組みを実現するために必要となる部分とそれ以外の部分を分離して積算することが困難な場合があります。これに対しては、先導的な取組みに関係する部分も含めて大まかに、補助対象となる場所を特定し積算してください。なお、このような場合、積みあげが大きくなりすぎることを避けるため、CASBEE 評価結果等を参考にした査定(例えば、大規模な住宅・建築物プロジェクトで CASBEE 評価結果がSの場合にあっては、全体工事費の1割を目途とする等)を検討しています。

■募集要領「2.4 非住宅(中小規模建築物部門)の事業内容」

Q20	省CO ₂ 技術の一般的な工事の実施設計費は、設計費の対象となるでしょうか。
-----	---

A 設計費は省CO₂シミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る設計費として国土交通省が認める費用を対象としますので、一般的な実施設計費は対象となりません。

Q21	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

A 新築の事業については、採択プロジェクトの総事業費の5%又は10億円のいずれか少ない金額(標準単価方式の場合は総事業費の3.5%)を本事業の補助限度額とします。また、予算の範囲内で助成するものであるため、提案が採択された場合であっても、すべての額が助成対象となるものではありません。なお、平成30年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

Q22	応募時は自己評価にてCASBEE・Sランク、BELS5つ星として提案して採択され、採択後に第三者評価を取得した際、提案したレベルを下回る場合でも補助金を受けることはできるのでしょうか。
-----	--

- A 中小規模建築物部門は、第三者評価にて、CASBEE・Sランク、BELS5つ星等の必要な性能を満足していただくことが必要になります。そのため、募集要領に記載の条件を全て満足できない場合は、補助金を交付することができませんので、留意してください。

■募集要領「2.5 住宅(共同住宅、戸建住宅)の事業内容」

Q23	建設工事費の対象となる建築設備にはどの範囲までが含まれるのでしょうか。例えば、住宅に設置する省エネ家電などは対象となるのでしょうか。
-----	--

- A 通常建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは対象となります。例えば、2以上の居室等の暖・冷房を行うことができる暖冷房設備、床暖房集中型の給湯設備、太陽エネルギーを有効に利用することにより、住宅に使用するエネルギーを低減することができるシステム等は対象となります。この他、当然ながら請負契約後等に建築主が分離して購入するものは対象外となります。

Q24	システム提案として採択された場合、平成29年度に着工するもので、採択された内容が含まれた物件であれば、全て補助金の対象となるのでしょうか。
-----	---

- A 提案時に応募戸数を明記のうえ、補助対象費用の総額を記載していただく必要があります。
- 同一の提案内容で複数棟の応募を行う場合には、複数棟の応募が必要である理由を先端性・先進性の観点、当該技術の今後の波及性・普及性の観点から記載してください。
- なお、募集要領の2.5.2に記載されているとおり、補助金の額は予算の範囲内で決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

Q25	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

- A 共同住宅における新築の事業については、採択プロジェクトの総事業費の5%又は10億円のいずれか少ない金額を本事業の補助限度額とします。
- 戸建住宅の事業(新築、改修、マネジメント及び技術の検証)については、建設工事費等にかかる補助額の上限を1戸あたり300万円以内とします。
- また、予算の範囲内で助成するものであるため、提案が採択された場合であっても、すべての額が助成対象となるものではありません。なお、平成30年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

■募集要領「3.3 補助金交付」

Q26	補助金の交付申請はいつ頃の予定でしょうか。また、工事着手はどの時点で可能になるのでしょうか。
-----	--

- A 審査結果は平成29年12月中下旬を目処に公表する予定です。なお、審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてもお知らせします。採択後には当該建築物の工事に着手することは可能ですが、補助対象部分の工事は、原則として、交付申請手続きを経て、交付決定後に工事着手していただくこととなります。

Q27	採択後に諸事情で交付申請を行わないこととなった場合や建築自体が中止になった場合に罰則はあるのでしょうか。
-----	--

- A 本事業は評価のみを目的とした提案は受け付けていません。また、虚偽の申請等にあたる場合は罰則の適用があります。
- このようなケースではなく、採択後に交付申請が行われない場合や交付決定後に建築自体が行われない場合などには報告をいただくこととなるとともに、今後応募があった場合には、事業実施の確実性についてより慎重に判断をさせていただくこととなります。

■その他

Q28	標準単価方式によって補助金の額を算定する場合、延べ面積はどのように算定すればよいのでしょうか。
-----	---

- A 延べ面積は建築確認申請における延べ面積で算定することとします。なお、提案応募時は設計途上の延べ面積で補助金の額を算定することで応募が可能ですが、採択後の交付申請または実績報告時に、建築確認申請における延べ面積で補助金の額を算定することになります。

Q29	標準単価方式での応募にあたって、延べ面積や総事業費が確定していない場合、応募できないのでしょうか。
-----	---

- A 提案応募時は基本設計段階等での延べ面積や総事業費に基づいて応募することも可能です。ただし、採択後の補助金交付申請の手続きにおいて、確定した延べ面積や総事業費に基づいて補助金の額を算定しなおして、申請することになります。

Q30	標準単価方式において、応募時は自己評価(または目標値)によるBELS評価で補助金の額を申請し、採択後に第三者評価を取得した際、提案したレベルを下回る場合でも補助金を受けるとはできるのでしょうか。
-----	---

- A 補助金の額は、採択後に取得した第三者評価結果(BELS5つ星又は4つ星)に応じた標準単価に基づいて確定します。そのため、標準単価方式を適用可能なBELS4つ星を下回る評価結果となる場合、採択が取り消しとなることがありますので、ご注意ください。

Q31	BELSやCASBEEの評価をするための外注費、第三者監理(設計事務所)による工事監理委託費は対象となるでしょうか。
-----	--

- A 本事業で求める総合的な建築物の環境効率や省エネルギー性能の評価、表示等として、BELSやCASBEEの第三者評価を行う場合、第三者評価の申請に関する費用、表示に関する費用のほか、設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算をする費用(外注費)も補助対象となります。そのほか、BELSやCASBEEの自己評価のための外注費、工事管理委託費は補助対象ではありません。

Q32	この事業は、地方公共団体の関与はなく、国が直接実施する事業なのでしょうか。
-----	---------------------------------------

A この事業は、国が直接実施し、通常の公共事業のように地方公共団体を通じて補助が行われるものではありません。しかしながら、地方公共団体においても、このモデル事業の事業者の方への周知へ協力していただくことを期待しています。また、この事業は地方公共団体自身が提案をしていただくことも可能です。地方公共団体自身が民間事業者の方等と協力する等により幅広い提案をおこなっていただくことを期待しています。なお、通常他の補助金においても補助の対象外となっているケースの場合には対象としないことがありますのでご注意ください。

Q33	過去に採択されたプロジェクトの実績を教えてください。
-----	----------------------------

A 国立研究開発法人建築研究所の下記ホームページにて、「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)」及び「住宅・建築物省CO₂先導事業」の過去の採択プロジェクト一覧と概評等を公表しています。
「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)」 (<http://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html>)
「住宅・建築物省CO₂先導事業」 (<http://www.kenken.go.jp/shouco2/past/past.html>)

Q34	環境未来都市とはどこの都市でしょうか。また、当該都市の提案書の内容などは、どのように確認すればよいでしょうか。
-----	---

A 環境未来都市として選定された都市は次のとおりです。

- 岩手県大船渡市、陸前高田市、住田町、一般社団法人東日本未来都市研究会
- 岩手県釜石市/●宮城県岩沼市/●宮城県東松島市/●福島県南相馬市
- 福島県新地町/●北海道下川町/●神奈川県横浜市/●富山県富山市
- 福岡県北九州市/●千葉県柏市、東京大学、千葉大学、三井不動産株式会社、スマートシティ企画株式会社、柏の葉アーバンデザインセンター、TX アントレプレナーパートナーズ

当該都市の提案書の内容など、詳しくは、「内閣府地方創生推進室」のホームページにて確認できます。

内閣府 地方創生推進室「環境未来都市計画」
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/plan.html>)

国土交通省住宅局住宅生産課
東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3
tel. 03-5253-8111 (内線 39464)